

第5章 闇の中の労働契約——大労基法違反か計画的詐欺か

第一節：労働条件明示違反—闇の労働条件

第二節：交通費問題

第三節：テキスト問題

第四節：計画的詐欺か計画的強制貢ぎ労働か

第五節：労働哀史

第一節：労働条件明示違反—闇の労働条件

《◇—1：労働条件明示違反—闇の労働条件》

労働条件の明示がなければ、賃金は同一でも労働は無限に恣意的に拡大される。

そして岡短では、テキスト、再試監督、試験監督、成績関連書類の量の増大、レポート強要とその採点、追試などの作成料金なし……と無料強要労働は増大していった。

更に、ビデオ没収事件と職員との確執を契機に岡短使用率100%の物でも、自腹強要へと導かれる。また既述の如（ごと）く、サービス労働の事実上の強要、二重労働疑惑、問題学生の後始末を無料で押し付けられてもいた。

その手口としては、①無責任構造の利用、②舵（かじ）取り者が不在、③職員間の見解の統一がなく、各人が思いのままに話す、④労働契約を無視する、⑤労働条件を故意に明示しない等々を利用し、私に貢ぎ・強制労働を強いてきた。

簡単にその手口をあげる。

①無責任構造の利用（詳細第2章第五節参照）。

トップの学校長と副校長はお飾りと他共に認められているそうであり、責任は一切ない。実権を握っている課長達は三年おきに転勤のため、岡短の丁寧な引継ぎがなされていなければ何も分からない。係長を最高職とするグループはさほど転勤はないが、長年平のため自分らが何故責任を負わなければならないのか、となる。こうして誰が何に責任を持つのが不明の体制となる。

②舵取り者が不在（詳細第2章第五節等参照）。

舵取り者がおらず、誰がどの仕事をするのかが不明となり、小さいことでは既に述べた黴（かび）だらけのコップが散らばることとなる。

③職員間の見解の統一がなく、各人思いのままに話す。

（詳細第1章第二節◇6、第2章第一節◇4、第4章第三節、第5章等参照）。

長年いる係長・平が課長に相談しても無駄と考えてか、係長の権威で私にいろいろ約束をする。当然、それは約束・契約となる。だが、上司の課長が違うことを言う。

すると係長は、課長と揉（も）めるのが面倒なため、私との約束及び契約を無視して、突如違うことを言う。しかもかなりの項目で訂正の連絡すらしてこないため、仕事に穴があく危険は何度もあった。こうして、課長と係長・平とで全く違うことを同時に言い続ける。同様の構造が「機構」本部も含めて全体に蔓延（まんえん）している可能性も高い。

④労働契約を無視する（詳細第1章第二節、第2章第四節◇2等参照）。

だが、これが労働契約となると、生活・生存に影響してくるため、大変な問題となる。

私とA課長とで労働契約を結ぶ。ところが課長が替わり、B課長となると思い付きで、過去締結した労働契約の確認をせずに、自分で思ったことを適当に私達に無料で押しつけてくる。何故ならば、引継ぎが十分でなく、そして課長諸君は約三年で人事異動のため、何も知らないからである。それどころかYK課長の如（ごと）く、きっちりした部屋で正式な労働契約を締結していても、当初契約とは異なる形で、無連絡で年収40万円以上損失する形で仕事は組まれていた。

⑤労働条件を故意に明示しない（各省全体参照）。

それ以上に問題なのは、この章で特集する労働条件を明示しないという大問題がある。

賃金等月極明細書は 15 年一切渡されない（発行されない）。そこで、賃金支払が間違えていても分からない。AS 先生は支払額が不足と推定し、問い合わせたならば翌月増えていたと言っていた。私の場合にも源泉徴収票が約 20 万円少なめに記入されており、確定申告で還付金 2 万円を損失する危険があった。何故、賃金支払明細書発行を要求できなかったかは、随所に記した通りである。

即ち、

1) 83 年以来担当とされていなかった再試験監督を、88 年 3 月から私にさせるならば、事前に連絡をしてほしいと葉書で要請しても、返答はなく、逆に数年後からは無連絡で試験監督をさせられ、試験にあと一歩で穴があくことをされ続けた。

2) 賃金遅延はしないように要請すれば「首脅し」ととれる発言をされる。

3) 「専任確約」の問合せのため、校長との会談を求めれば拒否され、その直後に労基法違反で以降の問合せは不可能とされた。

4) テキスト作成代金の問合せをすれば、遠方からの薄笑いのみであった。

5) 岡短の大問題を首かけて学校長に直訴するためアポイントメントをとっていても、会談に行くと確約をとっていた学校長はおらず、問題点を指摘していた MK 課長本人が出てくる……、と。

労働条件に関することをお願いをすれば、ほとんど全て逆に酷（ひど）い目にあわされたという事実がある。そこで、賃金支払明細書発行してくれなどは当時——少なくとも 88 年以降は——言える状況にはなかった。巧妙な形で報復を受けるのだから。まして、最近疑っている裏金作りに非常勤講師が利用されていたならば尚更不可能である。おまけに専任確約が効いていた。撤回されればどうなるか、である。

こうした闇の中の労働条件下で、私を専任確約などで閉じ込めたことは、まさに車の多い交差点に信号がない状態下に置かれたことを意味していた。その結果、第 2 章～3 章で記した損害を長期被った。

この信号のない状態のため被害を受けた事件の中で、まだ記していない事例として、第二節で MK 課長の「交通費」という囁（ささや）きから起こった恐怖と、第三節でテキスト作成代金未払問題を記す。

だが、それだけでは解けない疑問もある。控えめに言っても結果として詐欺に遭（あ）ったと断定できる。控えめでなく、はっきり言えば計画的詐欺被害に遭ったとしか思えない。私が駿台等で仕事があったときには、岡短初代副校長（前身の学校長）等は「専任では是非来てほしい」、駿台を辞職し暫（しばら）くして、専任等決定権者への問合せを求めると拒否され、YK 課長が一個人の見解として「難しくなっているかもしれませんが」となるが、決して「責任者に問い合わせたら、そう言った」などとは言わない。まして「専任は無理です、と専任等の人事権を持った人が言った」、とは絶対に言わない。

私の貯金残高が数百万円から僅か 3 万円となると、貢ぎ労働が不可能と判断したのか、同時に岡短が 4 年制へ移行する直前になり、私の専任確約問題がクローズアップされる寸前には、「専任、そんなものなれる訳ないだろう」（MK 課長）となる。

まさに結婚詐欺同様の手口である。結婚詐欺同様に専任を餌に岡短に大金を貢いできたことは第 1 章～第 3 章で述べた通りである。明白に詐欺である。この問題を第四節（A）の後半と（B）で述べる。

ましてや、計画的に行っていたならば、詐欺のみか強制・無料・貢ぎ労働となり、懲役刑に該当する刑事犯罪となる。そしてその可能性が極めて高い。旧労働省所管の職場である以上、国政調査権を発動し、調べていただきたい。国会招致レベルではない。

因（ちな）みに、83 年度岡短開校時に、私が聞いた試験監督・再試験監督等の労働契約を岡短職員が違うと言ったならば、その手口はまさに詐欺の裏付けをしていることでしかない。

即ち、管理職経由では故意に労働契約を私には一切伝えずに、SM 先生か他の事務員かを使って私に伝えたでしょう。{昔のこのため最初に労働契約を誰が私に伝えてきたかは覚えていない。OT 係長など職員ならば正式な労働契約となるが、バイトの職員や（非常勤講師である）SM 先生経由ならば労働契約とみなされず、契約は闇となる。下記アンダーライン箇所参照}。

そして、実はそうした労働契約は締結しておらず、善意で試験監督を免除していた程度のことを現在も言う可能性もある。この原稿全体を読めば分かるように、当初の言動ですら、残念ながら善意からではない。目的は、労働条件を玉虫色にしておき、後の混乱と幾らでも契約外労働を強いるための予備作業としか思えない。

反論があるかもしれないが、岡短管理職は、真備高等学校の如く、職員（とりわけ管理職の人間）が労働条件を明示し、労働契約を具体的に結ぶ義務があった。そして、それを怠った岡短に全責任があるが全てである。同時に、試験監督を含む全体の当初の労働条件は、真備高校、駿台等々と比較しても、余りにも待遇が悪すぎるといっても、労基法 1 条・最低賃金法に抵触していたとしか思えない（第 1 章第二節等参照）。

だが、もし私の想像が事実ならば、第 1 章と第 5 章を中心に全体を読めば分かるように、本質は単純な労基法違反ではなく、「雇用能力開発機構」は元より、暗黙の了解をしていた、少なくとも黙認をしてい

た旧労働省の組織的関与の疑惑もある) 計画的詐欺の更なる裏付けでしかない。

更に交通費問題、賃金等月極明細書無し問題は、詐欺とは別に岡短・「機構」の裏金作りに利用されていた疑惑も強い。

同時に、謝金という名目で余った予算を食いつぶしているのはこの目で見た事実である。

この両者についても調査を要求する。一日の賃金 4000 円 (83 年当時時給約 2200 円、100 分 1 齣 (こま) で 4400 円程度) でも百キロ未満 (往復二百キロ未満) 交通費なしで、片道 95 キロ (往復 190 キロ) の人が交通費自腹で外食をすれば赤字のため、明白に労基法 1 条違反である。当然そうした状況では、試験に関しては試験作成・採点・成績記入等にかかる時間に対して最低賃金法に定める基準以上の額を支払う義務があったが、岡短はそうはなっていなかった。試験については最初の労働契約自体が労基法に抵触していた。しかも、最初の契約自体を YK 氏するときには破られ、契約外試験監督までさせられたが別途賃金は支払われていなかった。

これは、常識では考えられず、交通費を支払ったとして裏金作りに利用したのではないかと最近疑っている。そこで、賃金等支払明細書は、所得税法 231 条などに抵触しても、発行しなかったのではなかろうか。

旧労働省所管の学校で、運営権者・「雇用促進事業団」理事長は労働省事務次官天下りで、15 年に亘 (わた) り、月極賃金等支払明細書を渡さないことがありうるのだろうか。交渉の際、尋ねると月極賃金明細書は作成していたが、渡すのを忘れたそうである。15 年以上に亘 (わた) り、全非常勤講師に。不自然すぎる。

もし、交通費を非常勤講師に支払ったとし、他方では労働契約で支払わないと明言し支払わずに裏金づくりに利用していれば、月極賃金等明細書は発行できないであろう。源泉徴収票には交通費は記入されていない。そこで、賃金明細書は故意に発行していなかったのではないかと、最近疑っている。理由は先の論理のみではなく、労働局・社保庁などの裏金作りの記事を余りに多く目にしたからである。なお、「謝金」という名で、余った予算を消化したのはこの目で見た事実といってよい {第 2 章第二節【参考—6】参照}。これは内部告発でもある。

第二節：交通費問題

1997年5月9日、MK課長から「専任、そんなものなれるわけない」、及び「君を首にすることも簡単なんだよ」の言動【参考一6】参照の後で、MK課長が主語も述語も抜きで、何故か、「交通費」、「交通費」と言った。当初全く意味不明であったが、後に気になる。

しかし岡短では既述の如く、賃金不明、何日締めか不明、毎月の給与等支給明細書なしである。交通費は不明どころか申請要請もされずに調べようがない。労働契約では、百キロ以上のみ支給すると言われていた。依（よ）って、私が岡山の実家・美作へ帰るまでの岡短用アパート時代（往復百キロ）は一円も出ていなかった。1988年2月に実家に戻ったときに住所変更届を岡短に提出した。そのときに、ME課長が「美作（美作市）からですと交通費が出ます」と言われたので、私の実家・美作から岡短まではJR経由では99.8キロのため、「実家までは百キロないと思います」と二度続けて言ったが、ME課長は「いえ、調べたらギリギリ百キロありました」とのことで交通費がでることとなった。我が家から駅までの距離が新倉敷駅から岡短までの距離のどちらか一つを含めば、確かに百キロ以上はあるが。

当時に限らず岡短では交通ルートや交通費申請は一切求められたことがないため、私は経路その他の書類記入は一切していない。然（しか）も、97年3月迄は自家用車通勤のため、私自身も交通費がどのくらいかは知らない。賃金等月極支給明細書がない状態に15年間置かれ続けていたため、交通費として幾ら支払われているかを知ったのは、MK課長登場後の97年4月か5月頃である。それ以前は病的無気力期間もあり、当時の貯金通帳一冊を見ると1991年9月10日に未記帳まとめがあり、その後は1994年1月27日まで3年間は全く記入がなく、カードのみの引き出しであり、通帳ですら確認はできないし、計算不可能でもあった。

先のMK課長の言動後に、念のため通帳で交通費支給額を分析すると、交通費らしきものが昨年より一回につき往復で五百円増えていた。思い当たる節は、（短大には教材を運ぶ関係で自家用車での通勤しか実際には不可能であるが）97年1月の交通事故から運転中の頭の白紙化を恐れ、やむなく（短大因果の病気のため）バスと電車通勤に切り替え、それをFJ氏に伝えたことがある。単純に考えれば、JRのみで通勤費計算が、バスとJRとなり交通費支給額が増えたのであろう。

だが、私の頭はパニックとなった。何故交通費が増えてパニックとなるのか。後に記すように、これは短大による解雇の口実や、自主退職強要の手口となる危険を感じたからである。具体的に言えば、短大支給額は、私が見ようと思った岡短に行く主要三ルートの中では——教材運搬には大きな支障を来すが——一番安くなるルートの交通費よりも高かったのである。それを言おうと考えた。だが、そのときに遡及型での1989年ビデオ没収事件が脳裏をよぎった。その手口をまた使われるのかと恐れた。

即ち、遺恨を持たされたMK課長に、正直にその件を述べると、我が家から岡短までは片道百キロない（片道99.8キロ、往復199キロ）とみなされ、交通費ゼロ円どころか、1988年2月に遡り十年分の交通費全額返還させられることを恐れたのである。額にすれば150万円くらいになるだろうか。その上、97年度交通費はゼロ円となる。そこでパニックとなった次第である（第2章第二節◇1参照）。

頭が冷静になった今考えれば、後に記すように100キロは超えており、しかも、交通費支給額は事実上は毎年不足していたため、逆だったのである。しかし、当時はMK課長・岡短恐怖症でパニックとなった次第である。

もし150万円返還せよとの命令がでた場合にはどうなるか。97年3月頃の、私の貯金全額は第1章第二節【参考一11】に記した如く僅か3万円しかなかった。だが、岡短では過去年収10万円、汚くやられれば実質年収1万円の脅しも受けたことがある。交通費問題は、時効と言うかもしれないが、時効でもビデオは没収された前例がある（第2章第二節◇2参照）。そこでパニックとなった次第である。経済状況・健康状況からでは死刑宣告に等しい。それを回避するため、以下の方策をとり、88～96年度までよりも年間で合計10万円弱損失する羽目となった。それでも150万円以上よりはましである、と当時は考えた。

当時取った主として三つの対策を記す。

（1）岡短支給の交通費を昨年よりも減らす対策の実施。

岡短の交通費は推定では、97年3月頃迄は我が家から新倉敷駅迄往復3700円くらい＋タクシー券（新倉敷駅～岡短間迎え料金込みで）支給額往復約1800円の合計5500円であった。タクシー券利用者側の控額は、券の終了時点で学校に提出のため、このルート以外では使用不可能となっていた。

そして、97年4月か5月頃から交通費と推定されるものが、4200円と前年に比べて500円増えていた。そこで、タクシーを片道使用せずに歩くことにより、タクシー代を800円か1000円を浮かせ、タクシー券の利用を減らした。これで、逆に前年度に比べ交通費全体の支給額では、1回の出講につき500円相当を事業団に返還する対策をとった。これにより私への交通費支給額は前年度より1回につき、逆に300～500円余り（年間換算3～5万円程度）減少させた。荷物が少なればよいが、後に述べる如く大量の荷物を

持ち歩くのは——特に雨の日は——大変であった。

(2) 岡短が設定したルートを使用しての通勤。

次に行ったのが、岡短がどのルートを選定して交通費を支給しているかを調べ、そのルートが本当に一番適切ならば、そのルートで通勤すれば問題はないという考えである。主要ルートは以下の通りである。

①我が家～JRのHY駅～佐用駅～(智頭線経由)で上郡駅～(岡山駅)～新倉敷駅～岡短ルート。これは前日に伯母の家に宿泊できれば、確かに一番早く行けるし、待ち時間その他のストレスが少ない路線でありよかった。しかし、料金が短大支給の交通費では全く不可能であった。勿論片道100キロも軽く超えている。

②我が家～最寄りのバス停(若しくは駅)～神姫バス～JR津山駅～岡山駅～新倉敷駅～岡短ルート。これも便利が良かった。特に帰りは便利が良かった。待ち時間は津山で少しあるが、それは③ルートでの宇野バス待ち時間1時間より早く帰ることができた。一番大きいのは商売道具の運搬が可能なコースであった。

即ち、田舎のJRローカル線では、客が少なく空(す)いているため、多少の荷物があっても苦情はない。神姫バスで津山からHY駅(若しくは最寄りのバス停)は始発と終点であり、荷物が多くても降りるときに困らない。その上、乗客数が少ないので——自家用車通勤時の荷物までは不可能でも——、相当荷物を持ちバスへの持込みが可能である。距離は片道99.8キロであるが、駅までの距離を加えれば百キロは超える。

しかし、一定の荷物を運ぶとHY駅から我が家まで歩く訳にはいかず、タクシー利用が不可欠となる。当時は最寄りの(神姫)バス停ではなくHY駅を始発と終着とする神姫バスもかなりあったため、HY駅からでは片道約4キロあり、尚更タクシーが不可欠である。当然短大から支給されている金では逆に3000円くらい毎回不足する。

短大に交通費として毎回3000円以上の増額交渉をできれば問題ないのであるが、「首……」と言われたMK課長にそうした相談をできる訳がない。

③宇野バスとJR中心とする。

我が家～最寄りの同バス停留所～宇野バス～JR岡山駅～JR新倉敷駅～岡短ルート。

これはもう授業に必要な道具は運搬できないというルートであった。バスやJR利用は道中文献が読めて良いのであるが、教材・必要文献の運搬は不可能なため、已(や)むを得ず長時間の自家用車通勤であった。

私がどの程度教材を運んだかは進研予備校や岡短職員・学生等も自家用車通勤時に見ているはずである。大鞆二つと文献や授業活用の大模造紙や、30個近い黒板につける磁石を入れた大紙袋1つか2つ、更にプリント配付時はダンボールが5個以上のときもあった。(特に94～96年度。)

プリント類問題を抜いたとしてすら、必要教材類運搬(大鞆1つと大紙袋2つ程度)では、③ルートの宇野バスでは帰りの時間帯はほぼいつも満員のため、運搬は不可能となっていた。自家用車通勤が理想というよりも、授業のためには不可欠であった。97年1月の事故で乗れなくさせられたため、やむを得ずの公共機関利用である。そして公共機関を利用する場合には、教材運搬上①と②しかなかったが、両者ともに交通費不足のため③を主として使用せざるを得なくなった。なお、このルートは推定距離は片道約95キロ前後で、短大規定の100キロ未満は交通費無しに該当する。

【参考—1】宇野バスでは帰りが通常18時20分頃のバスとなる。同バスでは毎回立つ人が出るのみか、身動きがとれぬくらい混むこともある。老人が立っていれば席を譲る必要のみか、座っていても本来必要な最低限の教材を運ぶと二人分をとり、更に立っても荷物の置場がない。ではバスを一旦遅らせたと言っても、短大の授業を終えると岡山駅に17時13分頃に到着し、17時15分発バスには、乗換え作業6分前後のため間に合わず、1時間余り時間を毎回潰し、18時20分のバスとなっていた。更にあと一便待つとなると次は19時45分まで2時間30分も待たねばならない。その上そのバスも満員でないという保証がない。そこで宇野バス利用は、授業をする上で、本当に必要な教材や道具の持参を断念して出講することを意味していた。

(3) 岡短交通費対策で岡山の予備校の年収を6万円減少政策を取らざるを得なくなる。

更に困った問題も生じた。97年度は岡山市にある岡山進研学院(予備校)で毎週1齣(こま)80分を教えることになっていた。問題は、岡山学院は短大と違い、自分で交通費の自己申請することになっていた。そこで私は宇野バス経由岡山(最寄りのバス停～岡山間)として交通費往復2100円を請求しようと考えた{上記(2)の③ルートに類似}。

だが、この予備校には同じ短大で教壇に立っているAS先生も来ている。友達とはいえ何かのはずみでAS先生からMK課長に交通費の件が伝わり、片道9.5キロと見なされ、過去に遡り十年分の交通費全額返還せよ程度のことは言われると考えていた。そこで、この予備校で以下の対策をとる。

上記③類似ルートの交通費往復 2100 円を津山経由の J R 料金とした。その結果、交通費往復 2800 円となり 800 円余分にとることになった。兎（と）に角、自家用車ではなく公共機関の場合の交通ルートは③ではなく、②経由と A S 先生にも思わせる必要があった。

だが、どうも気持ちが良くないため、以下の方法で岡山学院の私の賃金を切り下げることにした。

即ち、岡山学院で 97 年 1 齣（こま）（80 分）の賃金は、過去岡山学院で英語を教えた実績があれば一回につき 1 万円、過去の実績がなければ八千円と言われたが、私は 90 年度に岡山学院で英語を教えたことがあったが、それを言わずに一回につき八千円とした（90 年度と 97 年度では、岡山学院校長は交代していたため、これでケリがついた）。講義料は一回につき 2000 円損失（年約 6 万円損失）であり、交通費との差額を考慮しても一回につき 1200 円の損失を被ることとなった。年間 3 万円程度の損失となる。

【参考—2】 因（ちな）みに、この予備校はベネッセも主要オーナーとなっていた。ベネッセ創始者は既に述べた如く、岡山師範で私の父の一年後輩である。また、それ抜きでもベネッセ創始者には個人的に何度かスナックに誘われてもいた。更に、この予備校や予備校の前身には、当時の校長に頼まれ、全国から有名な講師を 5 人程度（駿台から 2 人、河合塾から 1 人、有名な外国人講師 1 人、それに岡短の同僚 S M 先生）を、私のコネで招聘した等の恩も売っていた。

ただし、97 年度の校長は新しい人で、経緯は知らぬようであったが、岡短の交通費問題の関係で年収を下げたのである。なお、岡山学院では私よりも相当勤続年数の少ない A S 先生（岡山短大講師兼任）が一回 1 万円であった。このからくりは、岡山学院に問い合わせても解釈は難しいかもしれないが、私が同伴して説明すれば簡単に事情は全員が分かるであろう。

こうして、岡短で実質交通費支給額を前年度より約 3～5 万円減額させ、岡山学院では岡短交通費問題対策で年収が約 3 万円（年俸は約 6 万円）減少、合計 6～8 万円程度の損失を被ることとなった。そのくらい、岡短の労働契約違反を初めとする労基法違反には怯（おび）えていた。

どのくらい怯（おび）えていたかは、既に送付した『恐るべき労基法違反』や『恐るべき労基法違反 2004 年版』等の、交通費問題の箇所のみ読んで分かるであろう。この箇所の文章を記すのですら、辞職 2 年後の 1999 年末頃でも、まだパニックとなっていたのだから。

今考えれば、交通費問題は労基法 1 条などの視点のみか、下記【参考—3】の如く、全く無視すればよかつたのであるが、岡短で労基法違反被害後遺症候群（特に労基法 1 条関連被害症候群）（PTSD）となっていたためのパニックと推定される。

同時に MK 課長の「交通費」「交通費」と囁（ささや）くように言った言葉が脅しと当時は感じられた。もし彼にその意思がなかったならば先の PTSD が原因かもしれない

あるいは MK 課長が「専任撤回」発言と並行し「交通費」、「交通費」と言った以上、その後何をするか分からぬという不安から、こうした面倒な措置と金銭を別に損失している訳である。少なくとも MK 課長の 97 年 5 月 9 日の「君を解雇することも簡単なんだよ……」と、その日の MK 課長の態度を私がどう受け止めたかだけは明白である。

【参考—3・交通費返還は無用について】

- ①交通費の自己申告請求がない上に、私は 88 年に二回続けて ME 課長に「百キロないのではないですか」と尋ねていること。ME 課長があると言われたこと。
- ②88 年～96 年度迄の岡短通勤時は、自家用車通勤であり、渋滞を避けるため主として岡山空港か西大寺経由で行っており百キロ実際にあったこと。
- ③車通勤でなければ教材や資料の運搬で授業不可能であるが、（第 3 章で述べた）岡短因果の病気で車に乗ることを不可能とさせられたこと。しかし、再度いつ自家用車に乗れるかは自分では不明であり、数か月後には可能とも思っていたこと。97 年 10 月車を廃車にするときに、母が新車代金を用意するとの申し出があり、A D 車両と交渉もしていた。ただし短大の不法行為により体調を悪化させられ自家用車通勤（特に 97 年 1 月の事故以降）を断念させられ、後に姉より車を無料でやると言われたときさえ断る始末となったこと。
- ④新倉敷～（J R 経由）～津山～（神姫バス経由で）～HY 駅（最寄りのバス停）～（タクシー）～我が家ならば、授業に必要な膨大な荷物を運搬でき、このルートが適切である。然（しか）も駅迄の距離を入れると片道 100 キロも超えている。だが、それでは短大支給交通費では足りず、当時の状況では我が家迄の最後のタクシー代の交渉等ができなかったこと。またこのルートの方が短大の授業時間との関係で早く家に帰ることができた（時間上は最短コースでもある）。
- ⑤私は F J 氏に、自家用車通勤から「バスと電車の両方」に変更と明確に答えており、何一つ嘘は言っていないこと。また、岡短において過去交通費を自己申請する要請が一度もなく、一方的に職員が計算して支給していたこと。

- ⑥交通費については、幾ら支払っているとか、交通費どころか賃金等支給明細書もなく、一時は辞令もなく時給も不明であり、更に何日締めかを教えられていないため、私自身が幾ら交通費がでているか分からなかったこと。何日締めかを教えられたのは勤務し始めてから、10年余り後の時点である。交通費支給額の流れを知ったのが97年4月～5月前後くらいのような覚えがある。確実にきっちり覚えているのは97年5月9日のMK課長の発言後からである。
- ⑦念のために、97年度は短大支給のタクシー券を原則として必ず片道は使用せずに、事業団に前年よりも交通費支給合計額として計算すれば毎回300～500円返還し、実質的交通費は前年よりも3～5万円減少させる努力を行ったこと。
- ⑧97年5月9日の「首の脅し」と思われる言葉と同時に「交通費、交通費」とMK課長が言われたため、当然、何らかの嫌がらせを恐れ、特に88～97年までの全額（150万円以上）返還等を言われることに怯（おび）え、この件に関する質問はできなかったこと。
- ⑨更に、岡短職員のミスに起因する教材印刷等を補うために97年4月等に自腹でホテルに泊まったこともある。あるいはそれ以外でも短大の仕事のため90年1～2月等は毎週自腹でホテル泊となっていること等から、どの角度から考えても、交通費と宿泊費のみをトータルしても私の損失となっていること。
- ⑩私とは交通費は100キロ未満は支給しないと労働契約を結んだが、福山市（岡短から30キロほど離れた地）から来ている講師は、交通費どころか高速道路料金も支給されていると言っていたため、何が何か分からない。因（ちな）みに、私は往復60～100キロ程度の所に岡短用アパートを借りていた83～88年1月は交通費はゼロ円であり、実家に戻り車で通勤した88年2月から97年3月までは高速料金など一円もでていない。なお岡短に通勤する際に高速道路（山陽自動車道路）を使用したことも偶（たま）にあったが自腹であった。
- ⑪他に記せばきりが無いほど、その他の正当な理由がある。
- ◎政経の一講師として言えば、上記のレベルでの交通費問題は労基法（特に1条）、民法その他の法規に照らしても、社会通念上も返還どころか、その逆に大問題の労働契約であったでしかない。更に記すとすれば現代型労基法違反や労働問題、否（いな）、現代型労働史の実態として歴史への記録としてのみ意味がある。

第三節：テキスト作成代金問題

先の「交通費」問題については、岡短宛に99年1月に送付した手紙の如く、労基法5条（岡短宣伝用のテキスト作成のための強制労働）の臭いがする。歴史的によくある手口でもある。また、わずかな金を与え、気まずい思いをさせ、強制労働や他の犯罪を隠蔽（いんべい）したり、その他の損失を相手に与えても文句を言えなくしたりする手口である。ただし、結論としてこれが事実ならば、刑法で岡短を告発していただきたい。以下、テキスト作成問題とテキスト作成代金未払問題を解説する。

《◇—1：労働条件明示違反の混乱と被害——テキスト作成代金と交通費はバーターか》

先のMK課長の首脅し発言、「交通費、交通費」という意味不明（後に脅しと解釈しパニックとなった発言）、これらと同時に彼の介入により、テキストを業者経由で作成する羽目となった。しかし、テキスト代金は未（いま）だに支払われていない。このテキスト代金未払問題と同時に労働条件を明示しないことが如何（いか）に危険か、更に私が被った被害をここで記す。なお、私とF J氏との会話中にMK課長が介入してきた状況など、当時の会話を以下【参考—4】で再現している。

まず、自主テキスト作成の経緯を記す。

結論から言えば、職員と学生の要望から開始したものであり、同時に内容は岡短及びポリテクカレッジ群のCMに該当するものであった。

具体的経緯とすれば、1989年頃に職員・OT係長からオリジナルテキスト作成を勧められた。

そのときに「オリジナルテキストにすれば、学生のためにもよいし、学校も助かるし、先生にもお金（印税）が入り、……」と言われる。更に同年及び数年後に岡短学生からオリジナルテキスト作成依頼があったことなども考慮し、オリジナルテキスト作成に着手する。

同時に、岡短の授業責任を持つと思えば、オリジナルテキスト以外に方法はなかった。何故ならば、岡短関係を主人公にしたテキストでは、どんな岡短学生でも通常は興味は示すため、質の低下のリスクを承知で前期教材『求め続けて』では岡短関連に11章のうち3章分を充て、後期教材『旅に心を求めて』では16章（故意に未完とした章が2つあるため14章で製本）のうち約2章を岡短大に充てている。

昔の岡短学生等の記述があれば学生は通常は興味を持つものである。例えば、早大の英語テキストに早大を主人公として、明治・大正・昭和初期・高度経済成長期の学生の生々しい姿が紹介されていたり、関連写真が掲載されていたりすれば、学生は興味を持つ。だが、岡短を主人公にすることは、全国販売をするときには商品価値が下がることを意味する。それでも、職員からの依頼や学生からの依頼や、教師としての本能から、教育に責任を持つため開始したのであり、私自身はデメリットだらけであった。

岡短の方には、このテキストは学生へのサービスと学校CMで大メリットがあった。

学校はサービス業であり、紙代などをけちりサービスを低下させた某予備校などの運命を見るがよい。今後は、学校は学生に与えるサービスの質が問われる時代である。

学校には私のテキストのメリットは山ほどあった。私の方は、他の職場に移動してから同教材を作成していれば、私の心の問題も含め遙かに良質なものができていた。

岡短（在学生2学年合計200人）を主人公にした箇所が早大や東大などならば、卒業生（早大同窓生百万人以上）の数のみならず、早大・東大と無関係者でも早大・東大ブランドとの関係で購入者はいる。私の方は岡短大や労働省と闘争する以上被害は更に大きい。岡短大を主人公にしたため、販売すれば雇用・能力開発機構の宣伝をしてしまうというジレンマを抱え、長くこの『旅に心を求めて』を世に問わなかった次第である。

特に『旅に心を求めて——教材編』は岡短が主人公の箇所などを書き直さねばならないため。これが岡短でなく、早大などならば書き直し無しで世に問えた。

また岡短の管理職の意見が一致し作成拒否ならば作成はしていない。現に1998年度からは南雲堂のテキストに戻す予定でいた。しかし【参考—3】の如く形で作成を強制されたに等しい。

ところで、先の交通費増額とテキスト作成料金バーター論が事実ならば強制労働に該当する。交通費バーターに関しては、その趣旨の明言がないばかりか、途中でMK課長の態度に頭にきてテキスト作成を中止し、南雲堂の市販テキストに変更したいと考えたが、成り行き上でつくらされたという経緯がある。

バーター論的思い上がり強制労働が事実ならば、強制労働のみか第一節◇—1で記したように、逆に私の金銭被害と心労を生んでおり悪質な行為でしかない。

因（ちな）みに、バーター論をMK課長も岡短も一言も言っていない。しかし、テキスト代金問合せを

しても返答がないのみか、時に薄笑いを遠方からされれば、そう考えざるを得ないかと思っただけである。バーターならば「交通費」、「交通費」というMK課長言動により、私は脅されたと思い、この囁（ささや）きのために、岡短と岡短外で逆に6～8万円以上の損失をだしたことは第一節で述べた通りである。

《◇-2：テキスト作成代金未払問題について》

岡短にテキスト作成代金支払義務があることについて五点記す。

(1) テキスト販売は本当は黒字が決定していたが、私には一円も支払われなかった。

学生への販売額はテキスト2種合計3000円余りと別に消費税である。業者への支払額は2種合計1人分2300円であった。そこで、学生一人分につき(3000円-2300円=)約700円の黒字である。NK氏は150部注文されたようである。ただ、受講者の関係で赤字になったと詭弁(きべん)を言う。

これは嘘(うそ)である。何故ならば、簡単に言えば、97年度に万一部数が余っても次年度で調整すればよい。例えば97年度80部販売ならば、98年度に70部販売すればよいだけのことである。万一98年20部足りなくても20部のみ追加すればよい。単価は、その都度コピー型製本のため如何(いか)なる半端な数値がでて全く問題はない。そして、私の方はこの時点では(不当解雇される場合を除けば)短大を辞職するとは一切決めていないため、もはや黒字は確定していた。

勿論、余った部数を岡短グループ約30大学校などで各2部購入し、国会図書館などに数部送付するだけでも、不足は当時でも存在していない。詳細は『恐るべき労基法違反・2004年版』で詳述しているので、必要時には参照していただきたい。要するに、黒字額は約10万円である。式は(約3000円×150部) - (約2300円×150部) = 105,000円の黒字となる。もし私が全部仕切っていたら、同じ売値でも業者選択と幾つかの方法の組合せで、単価切下げにより約20万円の黒字を出していた。

【参考-4】テキストの簡易製本の委託業者は「株式会社玉島活版所」である。業者に1997年9月8日に確認した所では「100部で紙代込みで1頁1枚印刷で8円」で裏表印刷ならばもう少し安くできると言われた記憶がある。

またコピー型簡易製本方式なので部数が1部でもそう高くなく、10部以上では「用紙代込みで1ページ10円」であり、裏表では同様に用紙代の関係でもう少し安いと言われた記憶もある。

一応2種各100部以上のため、2種類のテキスト合計で学校が支払った額は推定では1人分当たり(2冊合計261頁合計)2300円程度であろう。このタイプのコピー型製本は私ならば2種類テキスト合計で軽く2000円以下の店で行う。(コピー類似型印刷のみ業者で行い、製本は学校の製本器を使用すれば、推定で安値では2冊合計約1300円で作成できる。業者依頼でも安値では1600円程度であろう。)

尚、150部という部数は、コピー型簡易製本と本格オンデマンド製本でどちらが安くなるかの丁度境界線の数値であり、費用効率の一番悪い注文の仕方である。150部を超えると本格印刷の方が安い場合が多い。149部以下だとコピー製本の方が安い場合が多いという境界値である。MK課長が絡んでいるため、口は一切挟まなかったが、ビジネスに関してはもう全て話にならないお粗末さであった。これ以上は専門的になるため、今回は割愛する。

(追記) 販売担当者のNK氏等について。

NK氏のミス問題を指摘した。ただし、私はこの職員を責める気はない。NK氏は昔から早朝出勤し、自分よりも年下の非常勤講師のお茶くみに近い仕事までさせられており、私の方が見かねて、お茶くみは遠慮し、私が自分でお茶を非常勤講師室に運んだ。他の職員の飲むお茶もである。だが、赤字・黒字に拘(かか)わらず、学校に貸金支払義務がある以上、請求してもNK氏の責任問題とはならないだろうと考えて、請求をした次第である。

同時に、NK氏の性格を分析すると、仕事をきっちり彼に任せて、上司が介入しなければ、彼のミスの確率は短大の管理職よりは少ないはずである。少なくともMK課長からNK氏ではなく、私⇄NK氏で最初から全て任されていたならば尚更であった。

更に単刀直入に言えば、このときのNK氏のミスは今考えると確信犯と思えて仕方がない。だが彼が私に悪感情を持っているとは思えず、その逆としか思えない。同様に、YY氏の名前を本文で出したが、この人とは会話はほとんどしたことはないが、15年くらい後ろ姿をみており、善良な人と思えない。97年度中に何回か会話をしたが、やはり善良なイメージが強い。ところが何故この人が一回だけとはいえ、体当たり学生「SY」の写真撮影を私がするのを禁じたのであろうか。想像では両者ともに割りの悪い仕事ばかりさせられていた可能性はあるため——映画説かどうかは不明であり、誰が下手人かも知らぬが——、私への強制労働、監禁労働の実態に対して、彼らが故意に岡短の責任となることをし、私が岡短・「機構」から賠償金を取りやすくしたのではなかろうか。

(2) 私自身のメリットはない。

業者依頼テキスト作成に当たり、校正、業者との打合せ等で通常のプリント印刷よりも多大な労力、更に材料もより質の高い用紙投入のため、多額の金銭を投入している。

私はこうした方面では世間の 20 年先をいっており、私と知人用のみならば、業者製本よりも質の高い仕上げをする技能を持っている。実際に、2010 年度に早大、恩師・後藤峯雄先生等に送付した『旅に心を求めて・2010 年教材版』と業者作成の『旅に心を求めて』を比較してみれば分かる。しかも、現在金穴のため、用紙類は安価なものを使用した関係で、私の持っている技能を十分に駆使できずに作成したため、本来の力は見せられなかったが、総合では岡短の業者作成よりは上物を作れるということは容易に想像できるであろう。(製本の技術は十数年前から習得しているが、バラ読みできるような故意に製本にもしていない。)

金があり本気でやれば、書店に並ぶ写真集以上の質のものを作成する技術は習得している。私はその方面では通常の教師ではない。写真関連などでは印刷も含めて限りなくプロである。業者製本による私自身のメリットはなかった。もっとも、田舎の印刷屋製本ではなく、全国網販売網をもつ出版社経由での作成ならば別であるが。全国の書店に並べて販売する場合は印税などのメリットがある。だが、岡短のはそうではなかった。

(3) 何よりも、こうした作業をする場合には、【参考—5】の如く、労働条件を明示しなければならない。しかし、それがなされていない。

使用者側は教師に仕事を依頼する場合には労使対等の原則で労働契約を結ぶか、労働条件を提示し労働者側の承諾を得なければならない。

ちなみに、大昔には、パソコン、ワープロ及びプリンターが未発達のため、教師個人にも製本化はメリットがあると考える教師がおり、双方の合意で無料というケースがあったかもしれない。しかも、無料合意の場合でも、労働者は弱者、パートは更に弱者のため、この場合には労働者側に職務遂行上の責務に由来するものではなく、必ず個人的な利益が労働代価以上になければならない。

例外としては、そうした裁量労働部分を十分加味して賃金が決められていると、社会通念上みなされる場合などである。ただし、後者についてはその趣旨の事前の明示が不可欠である。参考までに真備高校での類似例を再度紹介しておく。

「コピーはできるかぎり避けてください。印刷の方は必要があればされても構いませんが、自分でしてください。ただし、印刷等雑務に関しては、賃金はお支払いできません。試験問題作成やノート点検も同様にお金は別に支払うことはできません。その代わり、休日・祝日・夏休み・冬休みでも、あるいは先生の都合での休みでも賃金は全額支払いますし、ボーナス(約6箇月分)も支給します」(1981年度4月KY教頭による労働条件明示)。

双方合意無料契約に関しては、不満足ならば学校側若しくは教師側は作成を拒否できるのが前提である。教師側がテキスト作成が教育上不可欠と考えた場合には、教育的情熱、あるいは学校側のメリットとコストとの比較からビジネス上の視点で説得したり、粘り強く学校長・理事会などと交渉を続けければ良い。ただし、その前提には職業選択の自由があり、こうした物への代価補償があったり、理解のある他の学校や職場への転職を妨害したりしてはならない。資本主義の原則である。

学校側が教員にも利益があると考えて無料労働を強いる場合には、管理職・経営者は事前に労働者が拒否しても不利益がないことを明白に保証した上で、その趣旨を通告しなければならない。ただし非常勤講師の場合には、職務遂行上不可欠でしかも個人的利益がない場合には、勤務時間外労働ならば賃金支払いは不可欠である。

【参考—5】テキスト代金に関しては簡潔に以下四点記す。

(1) 労働に関しては、如何(いか)なる形態であれ、労働をさせる場合には事前に労働契約を結ぶか、労働条件を明示し、労働者の側(がわ)の承諾がなければならない。無料の労働は強いてはならぬし、労働者側から労働の申し出があっても原則として使用者側に支払義務がある。勿論、私は無料で作成するなどとは一切言っていない。例外は(3)程度である。

(2) 私のテキストを一人につき 3000 円と別に消費税徴収という形で販売した以上商品と見なされ、赤字か黒字かに拘(か)わらず、岡短には私への報酬支払義務がある。ちなみに、私のビジネス感覚では実はテキスト代金は黒字であったことも付け加えておく。既述の如く、岡短が無理矢理赤字にただけである。

(3) ただし、労働者側にも明らかに賃金以外等の労働の代価以上に、(職務遂行上の便益ではなく)個人的な大きな利益があると客観的に判断される場合には、強制・解雇・不利益を伴わぬ条件下でかつ労使対等で特別な契約を交わしていれば、例外として無料労働も可能な場合がある。なお、私の場合には特別な技術を習得しており、自己印刷・製本する技術を持っておりメリットはなかった。

(4) 経営者側が無料労働を計画して、労働者にさせた場合には、労基法 24 条(賃金支払い義務)違反のみか、刑法の詐欺罪、場合によっては労基法上の強制労働及び刑法に該当する大罪である。

(4) テキスト代金支払請求をしたが無回答であった以上支払義務がある。

私自身は、①テキスト代金支払請求を口頭で事務員に、②更に手紙で支払請求をし、③後には文書で「機構」や労働省に通告したが、返答はない。①については、その直後にMK課長を遠方から見たときには、既述の如くMK課長は遠方から私を見て「フッフッフ」というような笑みを浮かべただけであった。②については「支払う」とも「支払わない」とも何も言わず無言である。③は返答は一切無視されている。

(5) 97年業者テキスト作成時の大きな流れは以下の通りであった。

1997年5月9日の会話内容を、2004年7月23日に1999年当時の資料を見ながら、【参考一6】に再現した。その前に、全体の流れを記せば次のようになる。

私がF J氏に対して①賃金支払日遵守要請（既に記した5月5日賃金振り込みが5月7日迄振り込まなかった件）→②印刷部数の確認（F J氏・私ともに冷静：途中からMK課長の口はさみ→興奮）→③（MK課長）への自己紹介：専任前提で招聘された経緯も伝える→課長「専任なれる訳ない」「君を首にするのも簡単」→④テキストは「では、本にしたら問題ないだろう」（本とは出版社経由の本か簡易製本か不明）。

上記の流れから昔を思い出しつつ主な会話内容を再現すると以下の内容に近いはずである。

【参考一6・MK課長と初対面時の会話——テキスト問題・交通費問題等用資料】（2004年記述。2010年構成変更）

《①労基法24条遵守願》—賃金支払を連絡なしで二日遅延した件について

私：「賃金は次回から必ず岡短が指定した5日までには銀行に振り込んで下さい。銀行引き落とし等もあるので困ります。また、これは労基法24条賃金支払五原則違反になりますので、きちんとお願いします。」

F J氏：（少し理由を述べた後で）「次からはこういう事がないようにします」くらいであったか。

《②教材印刷部数確認》

私：「授業用教材印刷部数が多いので、後期教材の一部で岡短印刷機印刷部分だけの印刷を、今から出講日の都度したいと思います。そうすれば臨時出講などもしなくて済みます。で、部数はどのくらいにしましょうか？」

F J氏：「ちょっと待ってください」

私：「今日するのは、コピーではなく印刷機でする部分であり、かつ一部のため、仮に一種類30部多めに印刷しても、一種類損失額は全体で最大30円程度ですよ。逆に印刷が間に合わなくなると、臨時出勤となり（そちらの方が賃金支払いで）大変ですよ。今日仮に数種類印刷しても（最大損失時でも1学年）合計で200円ほど損失するか、若しくは一切損失無しかのどちらかですよ」

（少し印刷の解説をしたかもしれない）

☆『α1』→以下の会話はここと思うが、『α2』の位置かもしれない。

F J氏：「テキスト印刷自体をせずに市販のにされたらどうですか。」

私：「これは学生の要望と某職員の要望で開始したものですし、この短大では学力、関心度から通常の市販テキストでは通用しません。市販のテキストでシュバイツァーの時ですら、文法解説用プリントを配付しなければならず結果はプリント配付となり全く同じですよ……どうしても、市販テキストにせよと言われるならば、（岡短担当者ごとに言われることが違うと、こちらも授業に責任が持てないので）このグループ全体の学生の学力状態などの情報収集も兼ねて、雇用促進事業団の教育方針自体を一度事業団本部に行って担当者に聞いてきたいと思います。その時にオリジナルテキストなどに関する事業団としての考えもついでに教えて貰います。それに行けばそれ以外にも、私自身にも教材準備や授業のために参考になることもあると思います、授業上もプラスになり（結果として岡短にも）何か還元できると思います……」。

専任確約問題も聞いてくると言ったか、言ってなくても事業団本部に行けば当然専任確約問題の問い合わせは間違いないでいた。『α1』終了。

F J氏：「やはり、印刷はちょっと待ってください」

私：「では、仕方ないので待ちます」と言いかけた。

まさに、その1～2秒前に突然MK課長が口を挟んできた。MK課長が絡む前まではF J氏も私も紳士的に丁寧に話をしていた。F J氏の内容はともかく、F J氏の言い方は95年3月の労基法違反の電話時とは異なり、この日は丁寧に近い。よって双方丁寧にそれに近い形で会談・相談をしていた。

MK課長：「きみ、印刷を待ちなさい。と、いったら待ちなさい」

会社の上司が部下に命令するように初対面の私に言ってきた。この時、この人物が課長とは全く知らなかった。岡短以外の企業からの見学などの部外者か、せいぜい97年度同短大に赴任してきた通常の新米職員かと思った。同時に、私がF J氏と通常の形で話をしている時に、横から見知らぬ人間が自己紹介もせずに口を挟みかつ部下に対するような命令口調で、しかも本来短大の職員の仕事を私がしてあげているのに失礼と少し興奮した。

私：「あなたは関係ないでしょう。私がF J氏と話しているときに。失礼ではないですか。第一あなたは誰ですか……」。よく覚えていないがこういったことを言った記憶がある。頭に来たので詳しくは覚えていない。

MK課長「私はこういうものです」（課長の名刺をもらったか）

《③双方の紹介など》

そこで私が自己紹介をした。

私：「課長とは知らずに大変失礼しました」（と軽くわびたと思うが記憶は定かではない）

正直に言って、上記のためまだ興奮していたので、私の言った詳細な内容の方はMK課長が絡んでからは覚えていない。確実に覚えているのは以下の箇所である。

私：「実は……私はこの短大に専任を条件で招聘されてきたものです……」

★『 $\alpha 2$ 』→『 $\alpha 1$ 』はここかもしれないが、恐らく『 $\alpha 1$ 』の箇所であろう。

MK課長：「専任、そんなものなれる訳ないじゃない。……第一、君を首にするのも簡単なんだよ……」。

その後の会話も詳細には覚えていない。ただMK課長の次の言動は覚えている。

MK課長：「私はただの事務員ではない。私をただの課長と思って貰っては困る。学生問題も含めて岡短の教育に責任を負っているのである。」

では無法学生SYなどにどう対応したか。いつも事件の日は逃げていた。また後日、97年度末にその件で処理義務もあった。彼が後に直に学生に指導をする姿を見たことがない。

《④本出版について》

最後にMK課長が「では、君、本にすればいいじゃないか」。

それは私の方も賛成であるし、課長と知らずに無礼を言った事の意味も兼ねてお礼を言った。なお、テキスト作成代金との関係は全く無関係である。これは労基法解釈問題とすれば幼稚すぎるが、一応面倒なので《◇—2》に記述をしておいた。なお、MK課長の言動以上に態度と雰囲気ですべてを覚悟した。

テキストをオリジナルにするか否かは決着済みであった。一つは89年度にはOT係長から作るように勧められた事、第二には95～96年度ですらFJ氏が同様の事を言った時に、当時のHK課長に尋ねると「どうぞ、どうぞ、先生のお好きなように……」とむしろ奨励していた。それ以前も含めて、97年3月31日までは奨励する職員はいたが、その逆の言動は一貫してどの課長も一切していない。

もう一つは市販テキストというが、既に記したように90～94年度の4年間のみで注文したのと二度違うテキストを短大が購入しており、一度は返品がきいたが一度はきかなかった。よって市販テキストにしても永久に同じテキストに限定して購入せぬ限り、統計上は2年に一度は違うテキストを購入するミスがあり、事務処理能力は機能していなかったことも付け加えておく。

第四節：計画的詐欺か強制貢ぎ労働か

岡短で行われたことは、労基法違反のみならず、貢ぎ労働が実態であった。

これらは、(A)「機構」・岡短の組織構造に由来したことから起こった組織的詐欺構造の問題であったのか、(B)計画的に行われた詐欺なのかの調査を依頼する。

(A)について、独立行政法人雇用・能力開発機構の無責任システムを拙著『親方日の丸』から一部抜粋することにより、結果としての詐欺となっていたことを記す。(B)の視点からは、誰が首謀者かは不明であるが、計画的詐欺被害に陥れられた疑惑を記す。{(A)は本文第1章とごく一部重複あり。}

(A) 組織に由来する、結果としての詐欺が本質論

■親方日の丸主義の構造・無責任主義の構造 {拙著『親方日の丸』第4章より。斜め字が引用箇所}

岡短の機能不全と構造的欠陥の因子は……まとめれば以下④～⑩の6つである。……図示すれば【図表-2】《抜粋に当たり今回省略》となる。……

本質は、④親方日の丸型体質にあり、その親方日の丸型体質から次の因子が生じていた。⑤権益確保への固執、⑥形式主義 {⑦辻褃合わせ型形式主義 (=自分の出世等に響く形式には機敏に反応)と⑧ルーズ型形式主義 (=出世無関係事には超ルーズ、ミス続出)の両形式主義からなる}、⑨仕事への愛情と情熱の欠如 {⑩自らの職務・本質的使命への責任感の欠如 (=教育、学生、学校への責任感欠如)と⑪社会的使命感の欠如 (=教育機関としての社会的使命感は完全欠如。教育の「キ」の字も知らないか事実上無関心)}、そして最終的に犯罪である⑫人権感覚の麻痺、最後に「教育聖域論」に名を借りた税金の無駄遣い等、即ち⑬職場(学校)の機能不全(への無関心)である。

第1節・学校機能不全の基本因子の検討

……

④親方日の丸主義的本質問題

一生懸命働いても一切報われない、しかし手抜きをしても首などにはならない。これが基本理論の土台にある。そこから生み出されるものは、(社会のために)自ら創意・工夫し、責任を持ち社会的使命を自覚し目的に向かい邁進することとは正反対の行動様式である。こうした類の機関は、岡短以外でも、公務員、あるいは政策的に過保護の学校機関もこれに属する。勿論、旧ソ連等の組織構造や、資本主義社会が行財政改革に取り組みざるを得なくなった本質原因もここにあった。そこで、この事例を中心に構造分析をして、因子ごとに「あるべき処方」を検討する必要がある。

以上を前置きして教育崩壊を招いた岡短の分析に入る。私が岡短で見た範囲では親方日の丸主義の基礎理論は大きく言えば三部構造からなっていた。第一グループ・頭(学校長)と第二グループ・胴体(管理職)と第三グループ・脚(万年平組)である。

……………

既に述べた④～⑩の因子の結合形態を記せば以下の如くとなる。

④親方日の丸主義的本質問題として、一生懸命働いても一切報われないが手抜きをしても首などにはならず、同時に公共団体やあるいは民間でも完全護送船団型ではその会社や団体はまず潰れない。超過保護の学校機関もこの範疇に入る。ここから生ずるものは⑤権益確保への固執と⑥形式主義の問題である。即ち、⑤権益確保への固執について言えば、温室にいる以上、もはや外の世界に追い出されると、ごく一部の人間を除いて使い物にならぬか、あるいは厳しい試練に耐えなければならない。そこで現在の自らの仕事を決してなくさない事のみが至上命令となる。即ち、「事業団」の縄張確保、岡短などの大学グループの確保・維持である。これらの廃止や民営化を絶対に阻止する。今、民営化をすればJRと異なり確実にこの大学グループは壊滅する。

⑥権益主義は、⑥形式主義の⑦・(自分の出世等に響く形式には機敏に反応する)辻褃合わせ型形式主義へとつながり、その代表例が自分の怠慢及びミスから生じた事態であるにも拘わらず、事業団本部から問い合わせがあつては自分の立場が悪くなると辻褃合わせに走った89年3月の単位認定権剥奪事件である。これにはもう一つの意味もある。卒業が楽(自動入学・自動卒業)でない限り、学生が学校教育法でいう大学などに流れ、専門学校若しくは各種学校である岡短には来なくなり、アメリカ大学の日本分校以上に

学生の確保が困難となる。これでは自分らの仕事及び敷地や器などの権益がなくなるという危機感も当然ある。権益確保上はそうであるが、「事業団」の私益のために国民が税金や雇用保険料を払っているのではなく、雇用保険料金や税金が垂れ流された岡短が社会のために存在しなくてはならないのである。

よってこの逆さまの論理から、㉔・㉕辻棲合わせ型形式主義は簡単に㉔（出世無関係な事項には超ルーズでミスが続出する）ルーズ型形式主義につながる。即ちミスをしたところで競争相手がいる訳ではなく、そのため身内でのかばい合い所か、ミス等は国会やマスコミで取り上げられぬ限り問題外という構造となり、処罰等はされることはない。当然、事務員間での厳しい叱咤なども見たことがない。第一、いつ自分自身が同様なミスをするか分からない事もあり、身内には優しいのである。

これらが、㉔無責任・使命感欠如体質、即ち、㉔㉕・（学校機関の教育機能に対する）責任感の欠如と㉔㉕（税・雇用保険を投入された学校の義務である）社会的使命感欠如（教育の「キ」の字も知らないか事実上無関心）へと結び付いていく。即ち、「社会のため」とか「人のため」などは一切考えない。この岡短で「学校を良くする」、「学生への教育をどうしようか」、「学生にこうなってもらいたい」と、事務員が努力をしているのを15年間見たことがない。学校長ですら、高級な単なる飾り物でしかなかった。税金と雇用保険料の無駄遣い所ではない。

岡短全体としては主として前例に従い仕事をこなすだけである。否、それすらせず、引継ぎミスから混乱が蔓延していた。更に時に適当に思いついたことを、締結していた労働契約の確認もせず、労基法違反とか不法行為に該当するかどうかの吟味することもなく、非常勤講師などに無報酬で押し付ける犯罪行為もまかり通っていた。また、先例が労基法違反であれば、そういう事だけはきっちり受け継いでいた。

これらは、無責任体質の定着を意味していた。学校の不祥事の最高責任は、本来は、学校長《第一グループ》が負わねばならない。だが既に述べた如く「お飾り」として認知されているため、責任はないと自他共に認められている。MK課長の言葉を借りれば「校長と副校長は飾りであり、実権は課長である僕が持っているんだよ」から副校長も然りである。だが、このMK課長など第二グループは約3年間隔で人事異動である。よって、「私は知らないよ。前任の課長のせいでしょ」か、「まだ赴任してきたばかりだから仕方ないだろう」と無責任を自己弁護し、他も暗黙で了承する。では、第三グループは長くいるため、彼らが第一や第二グループに進言すべきである。第三グループは言うだろう。「何故、こんなに冷遇されているのに、私らが責任を持たねばならないのか」。「私らは平だよ」、「責任は上司であろう」と。では機構の本部か。本部は言うであろう。本部には連絡がなく現場の事は現場に任せてある、と。まして「理事長」はお飾りではなく大お飾りなのだ、と。時にはミスの起こりうることは、故意にバイトにやらせておき、バイトだから仕方がないし責任は問えないという狡猾な論理を岡短では実際に貫かれた。（97年度5月の賃金遅延他。）こうして責任者不在体質が構築される。

07年7月現在、社保庁の国民年金5千万件が不明、更に1470万件の不明も発覚した。誰の責任か。「大臣か」と言えば、大臣をだしている自民党は、「民主党の菅直人氏が厚生大臣の時の不祥事だろ」と。調べ直すと小泉前総理が厚生大臣であった時の原因かもしれないとなり、慌てて発言を取り消した。公明党の坂口元厚生大臣も安堵したであろう。続けて自民党は「組合のせいだ」、「士気のない平の職員のせいだ」と平を責める真似をし、国民に「もう責任者捜しはやめた方がよい」という感情を持たせようとしていた。「つまり大事件であるが責任者はいない」、と。社保庁及びその監督機関の政府自らのミスの後始末で、確認作業のみで朝日新聞によれば約1千億円以上費用がいると記されていた。だが、税金で1千億円浪費となっても、誰の責任でもないそうである。

因みに社保庁でコンピューター入力の際に、膨大な量でミスが生じるため、打ち込み人とは別にチェックする人を配置していない時点でもうミスは確実に予測されていた（*3）が、誰の責任でもないそうである。社保庁長官や幹部は「前の長官のせいだろう」、昔の長官などは「私は辞めたから、もう知〜らない」、と。更に、やばい時はバイトを使用しておけば、責任逃れはなお簡単となるし、実際に行っていた。まさに岡短で見た「無責任構築構造」である。だから、私は未来を見た男なのである。

（*3）安部総理は07年初頭から年金問題を知っていた、10年前から宙に浮いた年金は確認されていた、60年代から発覚していた……と、次々に新事実が明らかにされ、「朝日新聞」07年7月21日によれば厚生年金時代も含めると58年に行政管理庁（現・総務省行政評価局）が指摘していたとの事である。

これらから、最終的に生み出されるものは㉔人権感覚の麻痺である。その最たるものが労基法違反である。先例に労基法違反が蔓延しており、それらだけはきっちり受け継がれ拡大・再生産されていった。労基法違反は、一言で言えば人権の侵害、即ち「人間が人間として生きる条件を不当に奪われる事であり」、イエーリングの言葉を借りれば「これなくしては家畜となる」（*4）と言われる物が奪われる事である。

よって、労基法違反の本質は、一部のグループの人間は人間であるが、他のグループの人間（非常勤講師等）は人間ではなく家畜か奴隷とみる発想である。特に非常勤講師は機械の部品で事務員の思い通りになるだけでよいという発想がでた所に私の悲劇があった。そしてその行き着く果てが、⑥職場（学校）の機能不全（への無関心）と「教育聖域論」に名を借りた権益確保のための雇用保険料と税金のどぶ捨て行為である。

この上記構造から生み出された職場の機能不全の事例を、以下3節と4節で二例紹介する。そして、日本社会全体が私の見た未来へまっしぐらに進んでいる。

（*4）RUDOLPH VON JHERING, 『DER KAMPF UMS RECHT』, (VITTORIO KLOSTERMANN), 1872、参照。翻訳本としては以下二冊がある。イェーリング（小林孝輔・広沢民生訳）、『権利のための闘争』、（日本評論社）、1978年。イェーリング（村上淳一訳）、『権利のための闘争』、（岩波文庫）、1982年。英語版の翻訳としては、RUDOLPH VON JHERING (Translated by JOHN J. LALOR), 『THE STRUGGLE FOR LAW』, (HYPERION PRESS, INC.)

……………
{以上、拙著『親方日の丸』（未公刊）、「第4章・親方日の丸主義の論理と実態、第1節・学校機能不全の基本因子の検討と第2節・親方日の丸主義の構造」より引用。}

■無責任主義の防御システムと労基法違反の構造 {『同上書』第5章より}

……………
「機構」、「社保庁」などは、既に紹介したミスやシステム不全を露呈し続けている。されどしたたかな物である。何故ならば多方面にわたり、ミスに対しての防御網を確立していた。要するに、責任が誰にあるかを分からないようにする無責任システムの確立である。第一グループ（学校長など）は飾りで責任なし、第二グループ（官僚でいうキャリア組該当職員・管理職）は3年おきに異動のため、ミスが発覚した時には、別の職場か退職後となり過去の事は私にはもう無関係となる。更に現課長は前課長のしたことと責任なしだそうである。3年間隔異動はそのための転勤かと疑わざるをえない。第三グループ（官僚でいうノン・キャリア組該当職員）は平か係長止まりが大半であり、第三グループの責任追及は可哀想と世間の同情を買うという見事な無責任体制の構築である。この構造は官僚組織・特殊法人・独立行政法人全体に蔓延し、国の税や保険を溝に捨てても安心構造となっていた。誰の責任か不明にしてしまう構造が構築されているのが、日本の官僚制度の特徴である。当然、偶然ではなく、故意に計画的に創造された体系である。

再度、単位認定権剥奪問題の引き金になった再試問題強要の箇所を読んで貰いたい。特に、岡短の場合には故意にか、若しくは結果として新型詐欺となっており、10年以上に亘る私の人生を奪った。この新型詐欺に一定のパターンがあったため、気になる対比事例を以下記す。

I・O氏「テキスト作成すれば先生にも印税が入り、学校も助かり、生徒も助かるので、オリジナルテキストを作成されたら……」→F氏「市販のにして下さい」=では止めようか、念のためFの上司のH課長に聞く「是非自分でお作り下さい」→H課長が去りF氏が再度「市販のにしたら」→私「職員の見解がバラバラなため、私の専任確約確認も含めて事業団本部で聞いてくる」→MK課長「では製本にしたらいいだろう」。そして簡易製本したが印税どころか原稿料もせず。恰も、「君が作りたかったから作らせた。よって原稿料・賃金・報酬は一切無料」と言わんばかりである。因みに、テキスト——特に『旅に心を求めて』——の相当部分は岡短宣伝用自主教材であった。教材の最後の仕上げに必要な材料（岡短の学校イラスト）は、ある日突然、事務所の入り口に黙っておいてあったというおまけ付きである。

II・83年「是非、専任に」で招聘された→これにより膨大な貢ぎ労働と私財提供→97年MK課長登場と私との確執問題を故意に作らされた後で「専任そんなものなれるわけないだろう」となる。因みに、この言動は97年度であり、岡短が間もなく4年制へと事実上の拡大前であり、もし私が98年度以降もいれば私を専任にせねば、誰が判断しても詐欺罪が確定していた。97年度学生R、SY、MK課長はその前に私を追い出すための刺客の如しである。

要するに、「君、AをしてくれたらBをあげよう」→長期Aをし続け、適当な時に課長などが交替、新課長が「君、勝手にAをしたら駄目ではないか」と怒り、その怒りに任せてBは無しとする。無料且つ貢ぎで膨大な労働を強いる手口である。更にこうした事例がまだあるため、計画的ならば労基法違反よりも刑事犯罪・詐欺罪に該当する。この手を使われると私の労賃は0円のみか、交通費・宿代まで幾らでも自腹で仕事をさせられる。担当者・上司が交代することを利用しての悪質な手口である。労基法違反のみなら

ず明白な詐欺である。分かりやすく幾つか例えを記す。

A「君、優れた会社宣伝用パンフを作ってくれ。そうすれば君にも膨大な原稿料をだすよ」→Aが異動しBが上司「君、勝手にパンフをつくったら駄目じゃないか」と怒鳴った後で「まあ特別に許可してやるので残業でしてくれ」。当然賃金がでると思えば作成後に「君がしたかったのだから残業代も賃金も原稿料もださないよ」。

A「君は優秀なので我が社がスカウトする。ただ数年はパートだよ。だが、サービス労働、自宅労働で必死にやってくれ。そうすれば社長も納得するし絶対に正社員だよ」→膨大な貢ぎ労働→Aの代わりにB登場「正社員、そんなこと知らないよ。第一、君は、もう首だよ」。

部長A「君、会社の仕事である自動車に専念し、仕事後にチームを組み別の自動車用電池を開発してくれ。そうすれば君を僕の代わりにここの工場長にするよ」→膨大な貢ぎ労働と無料労働。しかし後一步で完成。当然研究者ならば最後まで仕上げねば落ち着かなくなる→部長AからBへ交代「君、勝手に自腹とはいえ自動車用電池を会社の設備をつかってしては駄目ではないか。今度やると首だよ。だが君がどうしてもしたいようだから、今度は勤務時間は車、残業も車、その後で自動車用電池をつくりたまえ」→そしてほぼ電池が完成するとBが直前にCと交代し、C「君はリストラで首だよ。自動車用電池は、君がしたがついていたから、つくらせてやったのだよ感謝しろよ。AやBの言ったことはしらないよ。僕はCだよ」。だが特許類は会社の規定で会社のものとなる。スレーブ中村氏なら電池ではなくLEDであったが、一定は理解できるであろう。

これは一種の詐欺であり、これが現実になり蔓延する危険性がある。序章で記したように私は腐った組織に15年閉じこめられ「未来を見た男である」。そして岡短のケースは私でも信じ難いが、悪魔で理論面に限定して言えば、もはや詐欺と断定しても問題はない。

引継ミスという口実を利用したり、前任者の責任で私は知らぬ型を利用したりすれば、詐欺、労基法違反、組織の機能不全は即座に簡単に蔓延する。未来を見た男（私）がこの警告を99年から政府その他へ送り続け、一般向けにも記している07年6月頃から社保庁問題が類似問題で世間を賑わせている。因みに、私は、10年以上前から現厚生労働省の二大癌として、社保庁（年金）と雇用促進事業団（雇用保険）を批判し続けてきたが、喜んでいいのか悪いのか、その仮説がもう証明の必要性を超え両者で実証された。警告文書を一般国民向けにも急いで出さねばならない。現在、正規労働とパート労働を二分化する新奴隷制度が出現しつつあるため尚更である。原稿を記すのを急がねばならぬ。

{以上、拙著『親方日の丸』（未公刊）、「第5章・親方日の丸型労基法違反と生きる屍、第5節・親方日の丸型行動様式の防御システム」より引用。}

※文中のMK課長＝MK課長、学生R＝学生R君（私の当時のメモより）、SY＝SY（まず彼の名を語った人物）、事務員F＝F J氏、事務員O氏＝O T係長、H課長＝HK課長。

同時に、この説では賃金等月極明細書を15年に亘り一度も手渡された事がないのは裏金作りに利用された疑惑もある。

またテキスト問題と交通費問題に関する2004年時点の見解は、政経の教師として言えば、これは過去の労基法違反、違法行為などの犯罪への口封じを経営者側が行う時の常套手段である。

即ち、膨大な違反をして、わずかな訳のわからぬ金か物を被害者に掴ませ被害者にもやましさを感じさせ、警察、政府……への訴えを阻止する手口である。届けると自分も罰せられるのではないかという心理を与える有名な手口である。それどころかヤクザが最近でもよく使う手口である。要するにヤクザと同じ卑劣な行為である。そして、結論とすれば、TV・映画説でないならば、MK課長の狙いはそこにあったと一般解釈上は考えられる。

【参考—7】労働条件明示など不透明にし裏金づくりや労働者の被害について

○2004年8月厚生労働省が補助金を迂回させ監修名目で2000～03年で1億8千万円を受け取っていた事件が発覚した（「朝日新聞2004年8月1日」等）。

受領した現金はプールし、同課の宴会費や深夜タクシー代などに充てたり、職員に現金を渡す場合もあったという。5%はカモフラージュ用に正当な使い方をすれば、残りの95%は国民を騙した金で酒でも食らっていたとしか思えぬ。朝日新聞ですら、見出しで「補助金、私的流用疑いも」と記述している。

正式に必要な物は予算から正々堂々と根気良く粘り強く取れとなる。税金、雇用保険、年金……に関わる仕事をしている人間が裏金操作を正当化するならば最初から公務員にはなるな、他の清廉潔白な人間に席を譲れと言いたい。私の件でも税金と年金と雇用保険が絡んだならば、おかしい事をされると危険極まりない。私の経歴に傷がつくと同時に私の名誉も人格も失われる。迷惑千万である。

厚生労働省の官僚に教育者として忠告しておく。

そんな事をしていたならば、今は官尊民卑で大丈夫かもしれぬし一定は誤魔化せても、いつの日にかこうした事に一端火がつけば、諸君らの子供や孫まで学校で同級生から白い目で見られ出すのみか虐めの対象ともなるであろう。特に小学校や中学校ではそうである。高校以上では軽蔑の目で諸君らの子供を見る同級生が必ず出てくるであろう。一度自分の子供、孫の事を考えるがよい。官尊民卑の時代はいつまでも続かぬ。否、一部の生徒はもう彼らの子供をそうした眼で見ているであろう。官僚である前に良き親であれ！

(B) 計画的詐欺疑惑について

→「機構」自体は(A)型構造かもしれないが、岡短ではそれを利用しながら、(B)計画的詐欺を行ったとしか思えない。

《◇-1 : MK課長の行動は一体何なのか》

これから述べるMK課長(97年度)については、映画説かドラマの芝居か、課長が精神疾患をしていたのか、労基法関連病的パワハラ人間のいずれかと思えぬのである。万一、TV・映画説類が事実ならば、岡短の危害は刑事犯罪であるのみか、時効にも《◇-3》で述べる如(ごと)く、バトンタッチ論の関係で一切なっていないとなる。

MK課長の問題点は随所に記したが、奇妙な物を再度まとめる。

①97年度に、YY氏が零(こぼ)れそうになるほど原稿を持っているのを見て、私が印刷等を手伝おうとした件は既に記した通りである。

MK課長が来て、「君(浜田)、勝手なことをしたら困る」に対して、YY氏がMK課長を睨(にら)み、「浜田先生に手伝ってもらっているのです」。そして、MK課長とYY氏の睨(にら)み合いが続く。

もはや、これは通常は大根役者の芝居か、精神に障害がある行為か、悪質な病的パワハラ・マニアク人間の行為としか思えぬ。

やがて、MK課長が「では許可しよう」……である。課長に対して怒ったのは私ではなくYY氏である。私は避けた。当時も、私は呆気(あっけ)にとられ啞然(あぜん)とし、何の芝居かと感じたが、万一課長が精神疾患の場合に備えて一言も言わなかった。

因(ちな)みに、同校在職時代に、私がMK課長に面と向かって怒ったのは97年5月9日の自己紹介前の一度のみである。自己紹介後では詫(わ)びてさえいる。後にも、面と向かって抗議や怒ったのは退職後の98年12月の交渉時まで一度もない。精神衛生面からもMK課長は学生以上に危険すぎ、怒るよりは緊急避難、可能な限りMK課長を避けることを当時の方針としていた。

②テキスト作製代金支払請求をNK氏に問い合わせた後で、MK課長の遠方での薄笑い。

③97年5月のFJ氏と私の会談中に割り込んできた件。

FJ氏が「プリントするのを待ってください」。私が「では、待ちましょうか」と言おうとするや否や突然口を挟んできたときの不自然さ。このときの不自然さについては【参考-8】～【参考-10】に記載している。

④私の専任確約を言ったときに、事業団に問い合わせるとも言わずに、「君を首にするのも簡単なんだよ」という発言。

⑤MK課長問題も含めて、学校長と会談するためのアポイントメントをとって、待っていると、MK課長が「学校長に代わり僕が聞く」と最高責任者との相談・会談妨害。

⑦先の「交通費」「交通費」との謎の囁(ささや)き。

⑧「退職願」にMK課長問題も記していたにも拘(かか)わらず、岡短との98年交渉には、その問題とした人物・MK課長自体が、岡短の交渉窓口となる。簡単に言えばパワハラ課長の被害にあった労働者が、会社・学校にその趣旨の通告し相談しようとする、その交渉担当者・窓口がパワハラ課長自体が行うのと全く同一である。

⑨その他の問題として、『恐るべき労基法違反・2004年版』にMK課長についての問合せ文（④～⑥）を記したが、それを要約して以下記す。（順番は今回変えている。）

④ 97年5月9日のMK課長の「(私が)専任そんなものなれる訳がない」について、MK課長がどういふ意図で言ったのか。岡短が4年制に移行するに当たり、専任確約のあった私が本当に専任になれないことは事実だったのかどうか。私の専任確約の件を事業団に問い合わせたか否か。

⑤ MK課長は「学生対策は私の仕事である」と私に明言した。具体的に体当たり学生・「SY?」に対して、97年末～98年3月の間にどのように対処したのか。万一偽学生であった場合には、その人間を探し、視聴覚教室などへの住居不法侵入罪で警察に引き渡す義務もあったが、それを実行したか否か。偽学生の場合には一緒にいた当時の学生達から本当の氏名は割り出せ、居住も突き止められるはずである。更に偽学生の場合には、私に連絡をしてくる義務があった。

1) SYが本当の岡短の学生ならばどう対応したか。

2) 私に体当たりした人物がSYの名を語った偽学生ならば警察に通報したか否か。

3) 偽学生ならば、私の辞職願提出前に、遅くとも岡短と交渉に入る以前の97年末か98年初頭に私に連絡をしてくる義務があった。この点についての返答を聞きたい。

⑥ 体当たり人物がSYの名を語った偽物であったときに誰が導入したのか。それに黙認も含めて岡短や事業団の職員が関わっていたか否か。事前に知っていた場合も同様である。端的に言って傷害罪に該当する。傷害罪とは体当たり行為よりもむしろ私の脳への傷害罪ということである。

⑦ MK課長が策略でテキストを作成させようとしたか否か。若しくは故意に労基法、労働法ゲーム型強制労働に巻き込む意図でそうした策略を実施したか否か。なお、この返答に関しては必ず雇用・能力開発機構として責任を持っていただきたい。場合によれば刑事責任に関わる問題である。強制労働という。

⑧ 映画説ならばMK課長の不自然かつ問題の多い行動は理解可能となる。そこで、MK氏が映画及びそうした類の物に関連していたかどうか。またMK課長は本当に雇用促進事業団、現雇用・能力開発機構の職員であったかどうか。もし職員であったならば何年間職員であったのか。これは97年度から2年度ほど職員であったなどの場合を調べるためである。この場合には雇用・能力開発機構自身がこうした悪質な犯罪に加担したとなり、民事以外に刑事犯罪にかかわったとなる。97年度からではなく92年度や93年度からでも同様である。これについては文書で回答を要求する。

⑨ 当時、MK課長が精神関連の病を患っていたかどうかの公表ではなく確認……。MK課長が他にも多数の問題を起こしたことが過去あったかどうか。MK氏の過去勤務した職場で、その職場の人間にMK氏について質問をして調査すること。

◎ 刑事に関する問題のため、直ちに調査をし、④などのそうした犯罪があれば逮捕を要求する。

MK課長は後に記すように、私を怒らせることを必死で考え、それを実行し有頂天になっていたようにしか思えぬのである。まるでTVや映画か何かの役者の如(ごと)く、そうでないならば労基法パワハラ人間としか解釈できない。

即ち、労働法ゲームに無理矢理私を巻き込むため、労基法違反型挑発をパワハラ型で随時してきた、法に溺れた病的パワハラ行動しか思えなかった。これが事実ならば、無料で労働法ゴッコという労働への参加を私に強制した強制労働と精神への傷害を含む刑事犯罪に該当する。同時に労基法に絡めて行われると、私の経済問題、生存問題に直結し、そこから受けた精神的被害はとてつもなく大きかった。

《◇-2: MK課長の行動は映画説か何かの猿芝居としか思えぬこと》

MK課長は、労基法違反パワハラ性格なのか、それとも(映画説等への協力等の)組織的な目的を持っていたのか。両方犯罪であるが、後者は国政調査権発動に匹敵する大事件である。何故ならば旧労働省所管の大学校での強制・貢ぎ労働と労基法違反の被害のみか、刑事面での傷害罪と詐欺罪となるからである。

因(ちな)みに、MK課長は労基法違反(ゲーム)を故意に行ったとしか思えない。拙著『求め続けて』、『旅に心を求めて』、『Dorothyと10人の出会い』等の一連の教材がほぼ完成した。次に短大投資用の費用が尽き、そこで97年度に私を辞職させるように仕組んだとしか思えない。更に、辞職後も、労働法クイズゴッコに巻き込み、話題提供できるように、賃金支払遅延、テキスト作成代金未払等々を故意に行ったとしか思えない。

まず助走用に賃金遅延で労基法違反への私のオクターブを再度高めておく。次に5月9日にMK課長が私とF J氏との会談に介入し私と陰険な関係を築く。同時にテキスト問題で原稿料で揉(も)めさすために業者製本へ誘導し、学生へ販売という形にした上で原稿料などを一切支払わずにトラブルを起こす。さらに、私とMK課長との間で様々な形で陰湿な関係を築き、学生問題での学校との連携を遮断する。

その後で、徹底して二重労働を私にさせ話題提供をさせる。どこかの高校生か中学生を岡短に放り込み、

好き放題をさせると同時に、偽学生の所属する現場の教師を岡短に来させ、私の態度を見させて教育上の参考材料という実験にも使う。最後に偽学生（SYの名を語った人物）を使い、私の精神を更に疲弊させる。そして辞職に追い込む。辞職後は数年間に亘（わた）り、テキスト問題等の労働法クイズゴッコに無理矢理参加させる。そして無料で何年にも亘（わた）り、話題提供を私にさせる。これがシナリオであったとしか思えない。

同時に、何年かの時間稼ぎを兼用する。時間稼ぎがすぎ決着がつく頃には、「ME課長……は定年退職でもう辞められました」、……として全て退職金も全額支給し、おとがめなしで処理する。これが私の2004年に政府関連機関に送付したときに記述した推測である。

なお、MK課長の不自然な行動と、それに対して私の印象を記した当時の手記より引用する。

【参考—8：5月9日の日程表：1997年5月12日記述】

→〈 〉は今回（2004年）補い、青のアンダーラインと青色の番号は今回（2004年）付けた。

……。12:30～13:00 短大にて印刷部数きく。詳細後日記す。MK課長より、この世において、少なくとも教育界においてあり得ぬ形で解雇など脅し受ける。詳細後日記す。⑤母の日に母親にプレゼントしたいといえば、お前ころしてやるといわれたのと全く同じ形で上記の言動〈を〉される。後にじっくり考えるも、MK課長本年度よりきたとはいえ、私とF J氏の話がこの日聞いており、あの状況において100%誤解はない。situationに無理がありすぎる。おそらく先にMK氏言うことを用意し、場面や状況全く異なるのに準備した演技をされたと思われる。よって論理整合性100%なし。例えば、私に催眠をかけ、私が横断歩道を赤で渡ることになっており、渡った後でAに叱られるsituationが、私が〈歩道に出る前に通常の歩行者道路で〉⑥転び歩道を渡っていない〈の〉に、Aが当初準備をしていた叱りの言葉を述べるというチグハグというよりsituation〈自体が〉成り立たず。対応も何もなし。5/9～5/12まで考えても、私とF J氏の言動を（10分ほど）きいていて〈、〉あした言動〈は〉無理。又ほかにPayのこととこじつけてもあの日の私の話し方よりsituationに無理がありすぎて、論理も筋も何もない。（後に気が向けば記録のみ記す）……16:30～短大に絡められ何もできず……

《2004年解説文》：2010年脱字・誤字等微修正。

5月9日予備校OKS学院での賃金交渉から、もう職員との交渉関連に嫌気がさし、またもめれば帰宅してからの作業や勉強に支障を来すため、短大への道中で短大の職員が何を言っても、冷静に多少妥協してこの日はめめないようにする事を決意した。その私の道中での直前の心境の変化を知らずに、【参考—8】に記述したようにMK課長がおかしな対応をしたと今は推定している。⑦は、本来ならば私とF J氏が一定話し合いのオクターブが高くなると計算していたのであろうが、この日は学院のため突然心境変化をしていたことを指す。なお従来は新任課長は非常勤講師に挨拶に来るのが慣例であったが一切来なかった事も後に述べるMK課長の計画性を疑う話である。

⑧の母の日のプレゼントの例えは、次の【参考—9】の緑色アンダーライン箇所等々を読んでも分かるであろう。短大職員と学生依頼の教材を作成するため、岡短を主人公にした事は随所に記した。そのため、『旅に心を求めて』の表紙は同校のある倉敷市玉島の円通寺の良寛とした。これに関する撮影枚数は59枚以上である。更に同校が主人公のため岡短で撮影した写真枚数はざっと調べても85枚、丁寧に調べれば100枚以上であろう。教材に載せる地藏と短大の写真のみで49枚撮影している。3種以上のフィルムを使用し、一本はパネル掲示も可能用にリバーサルフィルムのコダックISO25で三脚使用で相当絞り撮影。こんな写真撮影しても私には一円の特にもならない。これが関学のように景観の良い大学とか、早大隈講堂ならば別であるが、芸術美のかけらもない同短大である。写真家やカメラマンに聞かなくても常識である。通常の趣のある地藏や土地と異なり、短大の地藏撮影は私自身には何もならない。学校のためでしかない。ちなみに、グアム旅行時の撮影枚数が6日合計24枚である。なお、同校自体ではないが、同校に関連する『旅に心を求めて』7章「短大（岡短）への道」作製のため、道中の関係した地（国分寺、倉敷市安養寺、真備公園……）の撮影写真は1000枚を超えているはずである（更に11章「短大からの道」を加えるとその倍以上であろうか）。ただこれらには価値があるかもしれないが、同校自体の写真には何の価値もない。数枚で十分である。こうして短大の利益になるように作製したテキストのため、また下記【参考—9】の如く私自身で教材印刷や整理作業をしていたため、ここでは「母の日のプレゼント」と記したのであろう。

【参考—9：1997年5月21日頃記述】→〈 〉は今回（2004年）補い、緑のアンダーラインは今回付けた。[]は2016年修正箇所。

短大→気遣いの言動（MK課長）あり※2

※2) 生徒よりの要望（かつ学校よりの要望）により、経費自腹にてかつ時間さき自主テキストづくり、更に自分で従来印刷する。本年昨年と異なり金曜日等早朝出勤できぬため、昨年より1月早めの本日より印刷したいと申し出るも、3日までという。本日印刷しても200円前後の余分な金（厳密には70円位）な出費のためどうするか伺いたてるも、その返答聞く前に、横より全て聞いて事情知りかつテキストの分量及びその解説も聞いていたはずの新任の課長が、全く彼を話相手ともしてないのに、強圧的の命令かつ聞かぬば首にすることも可能と、常識的に気が狂ったとしか思えぬ発言をする。F J氏にお伺いをたてているのであり、待ってくれといえば当然私は待つというのであるが、質

間に答えるまえに首だどうだというのは精神異常者と言ってさしつかえ [え] なし。F J氏に、私が「テキストこの厚さで早く始めねばならず、本日は少しのみ印刷し枚数を若干余分にしても 200 円前後ですが駄目ですか」。F J (氏) が「やはり待ってほしい」といえば、私は「待ちます」となるも、どうですかの質問事項時に、部外者が横より「待てと言えばまで……お前を首にすることもできる」とは精神異常的事項で手のうちようは常識的に精神病院に電話するより手段 (は) なし。

しかも、学校及び生徒の依頼の教材を、原稿経費は全て自腹で、製作時間も無料どころか、印刷も朝 7 時よりのサービス残業であり、しかもテキストの分厚さみれば今よりして困ることはなし。但し、この最後の 2 行抜きでも話の流れとして気が違っているとしか思えず、まして待たぬとは私が一言も言っていない時にである。(善良に解釈すれば MK 氏が、私に言う内容を事前に暗記しており、それをまだ言っていない段階で、原因のない所で言ってしまったとしか思えず。要するに赤信号で横断歩道を私が渡り、それを叱る内容を暗記した A という人物が私が転んで赤信号を渡らなかったにもかかわらず、必死に暗記していたため、例の暴言をしたのと全く同じ次元の話である)。尚 5/9 に 5/1 2 まで待てと言われるも 5/2 1 現在全く話しは進まず。詳細な事情は NK 氏に 5/1 6 に話す。テキスト作っただけ、市販では毎回質問と事前の解説プリントで朝 7 時出勤であったこと、生徒及び学校の要望であったこと、本年急いでいる理由すべて話す。

尚、MK 課長は最後に私の教材を製本にすると確約するも 5/2 1 時点で未だ前に進まず。特に製本にこだわっていないも、万一本当に学生に責任持とうと思えばこうした事態は致命的である。仕事は丁寧にしたいたいというのが私の願望であり、またそれがあべき姿でもある。尚学生が、今日の状態かつ学校もそうであり、かつ労働条件もあであるため、義憤をもつことなく、正常な頭の人間と正常に話をし、干渉下の範囲内でも、できうこととせねばならぬことはせねばならないが、もはや大きな自己犠牲は不要であろう。学生がまともであり、万一学生に本当に責任を負おうと思えば本当は大変な事態なのであるが。大昔よりそうであるが、仕事は丁寧にしたいたいものである。ただ昔は丁寧にする条件がなかっただけである。出鱈目な状況のため (時間もトラブルもまた時には倉敷英数学館はじめいくつかの所で賃金未払い及びそれに該当事項含む労働条件で無茶をされるなど)。

※ 3) 5/2 0 時点で原稿作成遅れ相当で、極めて危険状態。政経夏期テキストの MAIN、OZ & DUMBO の修正、学院の「英語の道しるべ」の続き、後期視聴覚教材の修正、そして、この期間一番中心であった「旅に心を求めて」は先の短大の 5 月 9 日の件により中断したままとなっている。更に、新たに、学院の夏期講習の英語長文読解の原稿が付け加わる。この間で予定していた終了したのは「政経英語」のみである。尚、現在の焦りの一番大きなものは、これらの遅れにより「生命の畏敬」への遅れが出ることである。そして、上記の原稿の中で一番いま行き詰まりかつ一番頭が痛いのが「生命の畏敬」関連の本年度の原稿及び授業の組立である。他は徹夜はしないが万一徹夜でもすれば解決する時間の関数の問題であるが、「生命畏敬」は構想が十分たらず、時間の関数では解決しない。よって、当初の予定では、他教材を全て 6 月上旬までに終わらせ、6 月上旬よりじっくり「生命畏敬」に入るつもりであったが、これは困難となる。とりわけ今年の「生命畏敬」は教材は日本語でも、私が読む材料はほとんどが英語 (アグネスの英文、米史・英史等の国際経済、日本の近代史の英文購読) のため相当困難となる。※以上 5 月 2 0 日、2 1 日に記す。

次に、97 年 5 月 1 2 日頃、AS 氏と授業で一緒になったときに、彼が尋ねてきたことへの返答を、1998 年 12 月 28 日の短大との交渉後にまとめた文書から引用する。

【参考—10 : 1998 年 12 月 28 日 日程一覧表】 → () は 04 年補い、——と、赤、青のアンダーラインは 04 年付けた。

※尚、MK 課長の解雇をにおわす発言。「専任……そんなものなれる訳がない。……第一君を首にすることは簡単なんだ。……」雰囲気より完全に解雇をにおわされる。少なくとも、私は次年度よりまず口はないと判断した。その後二階で AS さんとの話の中で、AS さんが「非常勤でもそんなに簡単に首にできないだろう」と言ったのに対して、私が「当然、遠方なのでご遠慮願ひ他の先生に次年度からお願いします」等の口で簡単にできる等その日発言。まず、相当の確率で次年度より口はないと想像。よって、99 (98) 年度オリジナルテキストは例年の作成月間に入っても準備に入らず、同時に万一口あっても面倒なため 100 % 市販のテキスト使用する予定で、南雲堂より見本テキスト取り寄せる。同時に、この 1997 年も後期も、もう面倒なため市販のにする予定で後期の英会話テキスト見本と 99 (98) 年の前期の英訳使用のテキスト見本大量に取り寄せる。見本請求文に後期英会話と前期英訳の件触れた手紙文書あり。

尚、この解雇臭わす発言は 1997 年 5 月 7 日と短大関連文書に記したが 5 月 9 日の誤りであった。5 月 9 日から短大 98 年以降は口がある確率 15 % 前後と判断する。同時に急にオリジナル・テキストづくりなど馬鹿馬鹿しくなる。市販のにすれば、無料でカセットは 1 本出版社より提供されるは、テキスト見本は山ほどくる (は) (は)、お歳暮はくるは……しかも、毎年新しいテキスト使用すれば毎年 (前期後期) カセット 2 本 + 相当なテキスト見本等で 1 万円以上実物収入あり、逆に私財は提供せずともよく、完全に市販テキストに傾くや、この時にうまく言わされたテキストづくりの話ができて市販のは使用できず、再度作らされる羽目となる。

尚、この5月9日は、当時の日程や日程一覧見て思い出したが、F J氏と言い合いしておらず、面倒なため、私が印刷するのを延期して待つといいかけるや、MK氏があわてて横から口をはさみ「君待ちなさい」と喧嘩を売るように入って来たことを思い出す。そして、テキストを作るという話となる。尚、このテキスト「旅に心を求めて」は完全に短大の宣伝になるテキストのため、現在自費出版等絶対にしないテキストである。簡単に言えば、このテキストを世に出せば、この短大系統の志願者が増える短大宣伝を兼ねたテキストであり、しかも、このテキストの「短大からの道」のイラスト地図にかけていた岡山短大のイラストなどが、この1997年初頭それとなく眼の前におかれていたこと等から本質は、完全にテキストを作成させる意図からの口出しと思われる。

5月9日。私「後期学生分コピーは高いので万一余ったら無駄になるのでせずに、印刷のみ暇をみて一応150部（数種）しておきたい（この日の分は万一余っても全部で200円未満のもの）。万一たまればまた出てくるようになるため逆に費用が高くなる」。F J氏「いえ。まっってください」。私「ではまちなさいか」。と言いかけるやMK氏があわてて横から口をはさんできたのを思い出した。

当初、コピーは高いが印刷は1枚60銭程度なので逆に後でやり直す方が高くつので印刷はついでにやっておいて下さいと別の職員が言っていた。私もそう思う。当然いつもなら、私は反発し、そこでMK氏が入ってくる事になっていたように思われる。だが、この日は何故かめめるの面倒なので簡単に引き下がるつもりでいたのを思い出した。そして、当時の手記を見ると平穩にF J氏と話、上記の返事をしようとするや否やMK氏が口を挟んできたので何が何かさっぱりわからず、また何故口をはさんできたのかもわからず、MK氏は精神がおかしく、これは精神病院に電話するより他に手がないとしたりして……類似のことを記している。要するに、F J氏がプリント印刷まっしてくれ、では私が「待ちましょう」と言いかけるやのため、口を挟む必要性が全くないということ。当時も、全く何故MK氏が口を挟んできたか分からず、ASさんに全く分からないと答えたことを思い出した。ASさんが「どうしてMK課長が口を挟んできたり、首にすると言ったか」と聞いてきたのに対して私は「全く分からない。頭がおかしいか、それとも映画か何かで誰かがしゃべる台詞が決まっていた、その台詞を言う箇所を間違えて早く言い過ぎたと思えない」と言った覚えあり。詳細は今年の日程一覧のメモ参照。その位不自然に口を挟んできたり解雇を臭わしたというより、ここで解雇が決まったと思った発言をしたもの。この時理由がさっぱりわからず、事業団の名をテキストの件で口にしたことか……等考えるがF J氏が市販のテキストにされたらに対して「(一昨年と同様の発言の時にHK課長等に聞くとどうぞ作←(作)って下さいと食い違いがあるため)では事業団に教育方針を聞いて参考に見まようか。ついでに、ここの系列の学生への指導方針や教え方やその他の今後授業に活用できる内容も私自身参照にしたいので」的な形で事業団の名を出してあり(しかも交通費などはいつもの如く全て自腹であるため)、F J氏の告発に事業団に行く趣旨の発言ともニュアンスとも全く違うため、事業団の名を出してもカチンと来ることは常識的にありえないと当時ですら思ったもの。よって全くMK課長が口を挟む口実がなく、理由もなく、理解に苦しみ、その内考えられるのは、テキストの件の少し前に丁寧にした、「今回は仕方ないけど、次回から必ず5日までは賃金を銀行に入れて下さい。銀行引き落とし等もあるので。またこれは労基法24条にふれますので特にお願ひします」といったこの労基法という言葉にMK氏が頭にきたとしか常識的には解釈できず。そこで労基法24条との絡みで少し書いたも、それとて、24条との関連で大きなポイントとなる書き方ではなし。但し、理由が分からない所で口を挟み解雇を臭わし、当然次年度より口がないと思わせたのは実証できれば完全な労基法違反でしかない。同時に学校との連携は完全に100%不可能にした発言でもある。

尚、今考えればこれは完全に制作費1千万円かかった「旅に心を求めて」を無料で作成させるためのチョカイと理解するのが一番筋が通る。短大宣伝用テキストとなり、かつ制作費の関係で原稿料には一切触れたくなく、それどころか当時の流れから下手すると私が1997年後期はもう学生に頭にきてこれを作成せずに逆に私の方から市販のにする危険性があったこと等……を考えるとつじつまはあう。しかも、テキストの最後の仕上げの所の必要資料は短大がきっちり何も言わぬのに偶然を装いおいていたこと(具体的には岡山短大のイラスト)。尚、テキスト作成しなくても私の方は自分用のものは既に製本しており、事実上問題なく、学校に手渡さぬだけの事であり、これにより受けた恩恵はない。ただ、一つの恩恵はイラスト地図に短大の絵が入ったこと。恩恵でなく今となっては逆の効果しかない。短大宣伝とは14章のうち二つが岡山短大関連の章であること(学生の件は余り触れず立地主体の出願者が殺到する宣伝文である箇所。ちなみに学生の件に触れた前期テキスト「求め続けて」は短大の宣伝と逆の効果持つため絶対にテキストにせよとかなるような形とはならず。学生の件でなく短大の立地の良さの方を強調したものをテキストにさせるためのMK氏の介入としか今は理解できず)。MK氏の介入がもう3秒遅れていたなら、F J氏が「まっしてくれ。私「では待ちます」で、介入できず同時に流れから学生に頭に来て市販テキストの公算もあり、介入できぬ所でMK氏が無理矢理介入したとしか思えないが証拠ないため言えぬのみ。が、万一それでなければ例の労基法24条の件の逆恨みとなる。但し、罪の重さは前者の方にある。賃金不払い、強制労働、私財貢ぎ労働の計画的強制実行となる。

私の方は自分用のものは自己製本ですでにあり。尚、このテキスト力作なれど短大関連の章が二つあるため、一切世に問えぬ運命にあり。短大の宣伝になるため。……尚、原稿料でず、その理由の一つが100部の所を150部つくり赤字とのこと。では、原稿料いらないので、余った50部を全部私に引き渡して欲しいと文章で依頼しても5部しかくられず。次年度より使用禁止警告し、かつ万一私が短大にいても市販のを使用するため、短大も余ったテキストおいても、荷物増えて困るため、余ったテキストは私に引き渡して困ることは一切ないはずなのに、何度請求してもでず、やっという理由つけて5部のみで(但し、この5部は原稿料とのバーターではなく、テキスト作成の時に

材料を無料で提供してくれた人へお礼に筋上贈るという前提での事。原稿料も何もないためお礼もできぬため……)。

『旅に心を求めて』制作費 1000 万円の力作、困ってしまう。理由は現在テキストの内容のうちの 1/7 の箇所が短大及び事業団の宣伝となる箇所のため、一切世に問えず、一生世に問わずか、2 章余りを完全に削除し、万一まともな教壇に復帰したら、その学校をテーマに置き換えるかであるが、これとて 2 章に 5 年位かかるかもしれない。年数よりアイデアがでるか否かにあり。逆に、短大を徹底批判できる『求め続けて』の方が世に問えるも専門的すぎ大衆的でないことという限界あり。

《◇-3：岡短課長バトンタッチ論》

MK 課長の不自然さについて記してきた。しかし同課長問題の記述は、岡短で自殺者を生み出すほどの大犯罪被害を受けた私の過去 15 年の被害を、結果として、過小評価へ導く。さらに、諸悪の根元を本（組織の構造・機能・構成……）から絶たずに、仮説が当たっていれば大根役者（若しくは人格問題者）MK 課長問題への矮小（わいしょう）化に繋（つな）がる。付け加えて、過去の悪質なことをした職員の免罪符となり、特殊法人グループの本当の犯罪を隠蔽（いんぺい）し、そして今日の厚生労働省問題、官僚問題、労働行政問題、労基法問題、特殊法人・独立行政法人問題、親方日の丸主義問題……を隠蔽する危険性があることを最初に指摘しておく。

第一、MK 課長は——順位をつけるのは滑稽であるが、——岡短ではせいぜいワースト 6 位に入るかどうかであった。YK 課長、ME 課長の両者を筆頭に F J 氏、O T 係長……という。初代副校長ですら、1983 年から 87 年合計で（駿台時代に得ていた）3000 万円余り損失を被ることを、あと一歩でされた可能性の疑惑もある。YK 課長等には年収 40 万円時代に実際に 40 万円以上（3 年連続のため 150 万円以上）の泥棒にあったのと同一の被害を受けている。YK 課長にはこれらの金を盗まれたと思っている。然（しか）も YK 課長の問題はこれだけではない。ME 課長の単位認定権剥奪も効いている（本文第 2 章第二節、三節等参照）。また O T 係長などは本文の該当箇所をピックアップして読めば分かる。顔や雰囲気はともかく、受けた被害は MK 課長どころではなかった。（88 年度後期再試問題を巡って、ME 課長との確執及び首脅しの原因を作ったこと等々。）MK 課長に頭にも来ているが、過去を冷静に振り返ると、同短大では MK 課長などはせいぜいワースト 6 位に入るかどうかであった。本文を丁寧に読んでいただきたい。

真相が分かればまだ MK 課長のワースト順位は下がる可能性すらある。例えば、1989 年 3 月の首脅し単位認定権剥奪の主犯が ME 課長ではなく当時の副校長であったとか、私の専任確約引継ミスも別の副校長とか、あるいは実際に 95 年度から 97 年度に岡短学生以外を私に担当させたことが事実ならばそうした契約違反をした人物、S Y の名を語った偽学生を故意に学内にいれた職員とか……。

MK 課長を強調すると、私が過去受けた被害はあのレベルかと他人が誤解をする。そんなレベルでは一切なかった。更に気になることがある。目的は不明であるが、以下の違法・不法行為に、リレーのバトンタッチと同様な流れがあったことである。

① 1983 ～ 1988 年 1 月→O T 係長・一柳課長ほか管理職を含めて全員、私に対して非常に丁寧。下から相談してくる形。どちらが上か分からぬ態度。好感に近い感じを職員に 5 年程度は持つ。

② 1988 年 3 月頃～ 1990 年 3 月→O T 係長と ME 課長。O T 係長の職務怠慢（再試しないことを上司と相談せず岡短の見解として合意した O T 係長）のために、ME 課長の首脅しでの再試強要を受ける羽目となり、O T 係長のミス及び岡短の機能不全の尻ぬぐいをこちらに押しつけられ、おまけに居直り（労働契約にない再試監督）でかなり頭に来たが、他に職がない弱みで痛めつけられた。

既に記した再試試験監督の件、1989 年雇用促進事業団創立記念日が休みとの連絡なしで突如休みで賃金未払いの件、88 年度後期再試しない件で O T 係長が合意・承諾したが、ME 課長及び職員間でその件を伝達せず、1989 年 3 月 ME 課長の首脅し原因をつくる。そして、これらが授業中などの学生の乱れの原因となった可能性が高い。

次に O T 係長の変質とほぼ同時期に、ME 課長が登場してくる。単位認定権剥奪事件、週 1 齣（こま）通告（年収 10 万円台通告）、ビデオ没収事件……、と。

③ 1990 年 4 月～ 1993 年末→YK 課長登場。ME 課長に代わり、YK 氏による労働契約違反の試験監督強要、次年度担労働契約上の当授業時間数を突如連絡もなく半分（年収半額）の労働契約違反（3 年合計で 150 万円以上の損失）、専任確約の責任者への問合せを事実上阻止。

④ 1995 年 3 月以降→F J 氏。課長はこの頃は HK 課長となっていたが、和気藹々（わきあいあい）タイ

プの穏健なタイプのため奥にしまい、非常勤講師担当はF J氏となる。そしてF J氏による再度の労基法違反で労働契約上の労働時間が半分（年収半額）にされる危険に見舞われ、激怒する。因（ちな）みに、OT係長はこの頃から囑託になっており、更に彼が囑託をも辞める前か、私が辞める前か忘れたが、再度私の機嫌取りに豹変（ひょうへん）する。

⑤1997年4月以降。→MK課長。F J氏も 1995～1997年夏頃までは無茶苦茶かつ出鱈目（でたらめ）だらけであった。だが、97年度からMK課長が登場するや、同年度途中から態度が急変し、私に対して急に友好的にふるまいます。特に、逆算して計算した如（ごと）くに、私が辞める半年ほど前から更に友好的に装う。そして、先に述べたMK課長問題となる。

このように、違法行為のバトンタッチをやっていた。OT係長&ME課長→YK課長（&OT係長）→F J氏→MK課長と。バトンを渡すと、違法行為該当者は私に対して善人型の装いをコロッとします。だが、彼らにされたことは水俣病被害と同じであった。

こうして無茶（主として労基法違反）をやる人物がバトンタッチをして、無茶をやる主役が交代した時期は他の人間はお役目終了で大人しくなり、最後は一定期間に亘（わた）り、私の機嫌をとってから去る。このワンパターンが貫かれていた。よってOT係長の役割は、犯罪者YK課長中心時代にはかなり面影が薄くなり、F J氏が窓口となるや逆に段々私の機嫌とりというか、怒りをなだめる形に豹変（ひょうへん）した後で私と袂を分かち。F J氏も同様である。1995年頃は徹底して無茶を言うが、MK課長が悪役中心となるや豹変し、私の機嫌か、少なくとも過去の私の怒りを収める形に豹変する。

勿論、OT係長に関してもYK課長にしても、バトンタッチ説の事実の有無に拘（かか）わらず、彼らが犯罪者の中心であった時期でも悪人丸出しではない。「あゝ野麦峠」でも経営者などを常時悪役では描いていない。そう単純なものではない。水俣病でもチッソの社長を常時悪役でユージンスミスは描いていない。だが結果は水俣病患者の死の苦しみを生み出している。労基法違反や公害というものはそうした人間模様であり、そう単純に悪人100%で表現できるものではない。また彼らは悪人というよりも罪を犯したということである。TV・映画説でないならば、それを生み出したのは第2章第五節の雇用促進事業団という組織構造の欠陥にある。だが労基法違反は泥棒そのものである。脱税とは比較にならぬ大罪である。

ここから出てくる結論は、信じ難（がた）いが、計画的に私に危害を加えたということである。即ち、計画的詐欺被害——どんなに控えめに見ても結果としての詐欺——であると同時に、強制・貢ぎ労働させられたことは事実である。逸失利益の前に、まず私の貢がさせられた金、労基法違反部分の金銭被害（泥棒が盗んだ金と同一）等を即座に返還を求める。

なお、MK課長を始め、岡短職員は97年度は故意に——人目につく、しかし従来よりも軽度の——労基法違反を行い、私が「機構」、厚生労働省との交渉・闘争を絶対にさせることを計画的に行ったとしか思えない。私が長期に亘（わた）り事実上自宅監禁下・経済封鎖下におかれている以上、何故このようなことをしたのかの分析をすることは難しい。兎（と）も角、私は岡短辞職後も98～2010年現在まで12年以上、被害救済・交渉のみか、パッチテストに名を借りた被害（事実上の暴力被害）を受け続け、時間を多大にロスさせられ、本来快復する健康も今一つの状況におかれ続けてきた。ただ、如何（いか）なる角度から見ても、岡短には大被害を被っていることは事実である。そして岡短（現・中国職業能力開発大学校）の所管は厚生労働省である。

そこで、厚生労働省及び各政党は、調査をして、調査結果を知らせていただきたい。舞台が旧労働省管轄大学校のため、上記の疑惑が事実ならば国政調査権の発動を、疑惑段階ならば国会喚問を実施していただきたい。

第五節：現代労働衰史

→第2章第二節と一部重複するが、最後の叫びである。数値は2010年再計算して、より正確なものとした。

最後に一言、1999年8月21日の覚書に一部追加し引用する。私の叫びである。

……交通費の件は小さいことのため無視していたが、堂々とやりあいたい意思は今はある。私自身の問題ではなく、片道百キロ未満の交通費は非常勤講師には支給しないのは異常である。

通勤距離が98キロでも自腹。週1勤100分ならば、先に記した私への90年の通告の如く、98キロ（往復196キロ）の彼方へ往復8時間前後かけて行き、毎週1日授業、しかも今週木曜、次週土曜、翌々週は木曜……と変則日程を押しつけられ、週2日短大に拘束された上に、別に最低でも毎週1日以上教材研究（実際は毎日）、試験・レポート他の雑務を1年中こなして、大学院をでて38歳当時に（出講に際しての食事代抜きで、即ち賃金から通勤費を引いただけの）実質年収は約2万（正確に計算すると21,200円〔実質平均月収約1700円〕）となる危険があった。

変則日程のため一日は朝出発して夜帰宅で、もう一日は夜明け前に家を出て夕方前帰宅で丸一日拘束されるが、途中で食事をしたりすれば実質年収は約千円（正確に計算すると1400円〔実質平均月収116円〕）になる。食事に付け加えて、暑い夏に自動販売機で飲み物を買うなどしたならば、もう一円も残らない。

更に授業の元手を引くことを考えると……もうこれ以上の計算はしたくない。誰も行かないかもしれないが、専任確約がここでも効いた。交通費云々（うんぬん）については、今考えると一言「ふざけるな！」である。労基法1条違反ではないか。否（いな）、こうした仮定でなく、私の88～97年の実際の姿は本文全体を読めば分かるように、完全に労基法1条（「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」）に違反しているか、そうでなければ労基法がザル法でしかない。

私の事例を出し、表からこの問題を逆に取り上げて貰（もら）いたい。私個人の問題ではなく、労基法1条違反が事業団系には蔓延（まんえん）していることであり、誰もそれを不思議に思わないことである。そして、この団体は労働省の傘下にある。10数年、授業の元手は母の内職であり、父のわずかな金であり、姉からの借金であり、私の過去の貯金……であり、そしてそれらは短大の図書に短大の学生の手に残っているのみである。短大から貰（もら）った金と貰がされた金は比較にならず後者が多い。交通費云々（うんぬん）、「ふざけるな！」でしかない。

こうした中で吐血や長期入院しない人間はいないであろう。岡短辞職後、内臓は奇跡的快復を遂げた。頭の機能は回復までに後一步まで来ては戻りではあるが……。

1999年の『恐るべき労基法違反』（救済依頼文書）作成当時ですら、まだ岡短から無理難題を言ってきて、「交通費を本当に過去に遡り全額返せ」と言われることを恐れていたことは、当時の文書から生々しく読みとれるため、『恐るべき労基法違反』、『恐るべき労基法違反・2004年版』を必要時には目を通していただきたい。

1999年時点や2000年時点ではまだ相当タコ部屋・監禁・強制労働の被害への怯（おび）えが残っていたことの証明でもある。2004年5月現在では幾分そうした怯えは減ったものの、それでも未だに、再度タコ部屋・拉致・監禁・貢ぎ・強制・奴隷労働を再度させられることへの怯えは残っている。もうこうなると労基法違反以上に刑法のしかも重罪の項目に該当する大事件と言ってよい。

最後に、早大大学院を出て、ある方面では日本でもトップクラスの実力を持ちながら、それ以上に18歳（15歳ともいえる）頃から今まで家数軒分以上の超膨大な投資と超膨大な時間をかけて能力を向上させ続けてきて、1988年（35歳頃）～1997年（45歳頃）まで、このような怯えや、また1999年や2004年現在ですら、こうした文章を延々と記述せねばならぬような職場に閉じこめられるならば、生存の意味は全くない。

ちなみに、JRのHY駅などから我が家へは、アルバイトで自活していた大学時代や大学院時代ですら平気でタクシーを利用できたのが、1988年岡山短大一本化（35歳頃）から2010年の今日（11月で58歳）までタクシーなど一般には利用できる経済状況にはなかった。ひどいときには所用でかけても、（高速バス乗り場がある）インタチェンジから我が家まで片道約8キロの距離を、雷雨の中でもかなりの荷物を持

ち歩いて帰ったこともある。アルバイトで自活していた大学や大学院時代ですらタクシーを利用していたのに。

同時に、岡短の1983年から1987年までは50分＝2300円時代も含め交通費は1円も支給されておらず、文字通りこちらが短大に金をめぐんでやった・貢がされたのが事実である。寄生虫、否、(人の生き血を吸う)吸血鬼のような学校及び特殊法人であった。2004年5月現在の完全無収入下ですら、まとも、あのよ様な労働条件に閉じこめられることを想像するだけで、極度に精神は乱れ、また実際に生きる意味はなく、私はこの世に生存したとは思わない。

上記の記述は事実であるが、だがそれらにおける数値が100円違うとか1万円違うとかではなく、本質として生存権、それに実証できれば職業選択の自由、人身の自由……などの基本的人権の骨幹そのものを剥奪されていた。これが第五節への2004年追記の全てである。

18歳から51歳(2004年現在)までの間で一番貧困な時代が岡短一本化時代であった。感触では生まれてから一番貧困かつ経済苦の時代であった。下品な言葉で言えば、「ふざけるな」であり「やっておられない」であり、「私にもうつきまとうな(寄生虫の如く私にいつまでも無料で労働させ利益を搾り取るな)」であり、「賠償のみならず、それ以上に徹底的に調べて関係者全員を牢屋に10年以上ぶち込め」である。これが本音である。

ただ唯一の利点は、突然死、安楽死なら全く怖くなくなり、死への恐怖がこの期間は全くなくなったことだけである。吐血時は死への恐怖よりも、切腹時の介錯(かいしゃく)を願った次第である。そして分かったことも一つだけある。死を怖がれる人・死を怖がれる時期は、ある意味では、幸せな人であり・幸せな時期でもある、ということも。

補節：追記事項

→本文全体で追加する事項を以下、必要に応じて記す。

友人関係から、寄せられた素朴な疑問への回答を記す。詳細には、いずれも本文に記しているため、必要に応じて本文を参照していただきたい。

(一) 何故労働条件明示などを要求しなかったのか。

要するに、何故、労基法15条（労働条件明示など）学校に抗議しなかったか。

(A) 問合せすると逆効果や嫌がらせを受けた事例。

①再試監督は1983年以来、私がすると聞いたこともなく、正規職員がしていた。（正規試験の労働契約は聞いていたが、再試監督の労働契約は特に聞いていない。ただ、支払われるお金は正規試験と同様に作成料・採点料・成績記入料などと解釈していた）ところが、1988年度再試日（1988年3月実施）に質問を受けに教室へ行くと、試験問題は配付されておらず、監督官は誰もいなかった。あと一步で学生が帰り、試験に穴があく所であった。慌てて問題を取りに行き再試を処理した。連絡がないと仕事に穴があくため、労働契約を変更するときには事前に連絡をしていただきたいと、OT係長に葉書を出した。

〔結果〕OT氏からの返答はなかった。SM先生が雑談風に何かを言った程度である（再試監督は非常勤講師がするのでは、程度に）。この葉書の結果は以下三点であった。(1)数年後からは労働契約（試験監督はしなくてよい。ただし、問題作成料・採点料・書類作成料などで賃金は支払う）違反の正規試験監督を報酬なしでさせられたこと。(2)1988年度に後期再試をしないことをOT氏に相談すると、「しなくてよろしい。落としてよろしい」であったが、実際には88年度後期再試強要を首脅しで課長などから強要された（OT氏が再試監督問題への私の要望葉書に気分を悪くしての罫（わな）・報復ではあるまいが、即再試を巡ってのトラブルを仕掛けられた）。要するに、問合せ葉書とか軽度抗議型要請類は、結果として報復されている。

②本文に記した1988年度後期再試をしない件でのトラブル。

学生の乱れに対抗するためOT氏の許可を取り、再試しないとしていた。ところが再試強要を課長などからされる。正当な理由を告げ拒否した。すると、我が家での首脅しでの再試強要。

〔結果〕その年度、(1)7月1日の賃金不払事件、(2)1983年に遡ってのビデオ没収事件、(3)年収十万円脅し(年収1万円も可能脅し兼用)事件と報復とか思えないことが続く。

③先のビデオ没収事件に関して異議申立てをする。その直後、年収十萬（理論上は年収1万円も可能脅し）となる、とも解釈できる。

④1997年5月賃金遅延の場合には事前連絡と以降こうしなかったことがないように依頼。この直後に、MK課長の「君を首にするのも簡単なんだよ」発言と確執がつくられ、以降MK課長に出会わないように登校を余儀なくされる。

(B) 上記(A)①などの問合せをしても、返答がなされないこと。一部は友人講師を通じて雑談的な返答しかなく、職員が直（じか）に返答してくることは滅多（めった）になかった。（詐欺の有名な手口である。）

(C) 職員・管理職が問合せ時に、職員・管理職が言うことがまちまちであったこともある。先の1988年度後期再試しない問題の件、私の専任確約の件、等々。更に97年に事務員経由で学校長との会談のアポイントメントとり、指定された時間に指定された場所においてもドタキャンであった。

(D) 更に、本文全体を通して、岡短起因病気により、問合せ能力を欠如していた。

(E) また、専任確約で岡短に在籍していたため、上記の如く問合せはタブー的な面があり、よほどのことがない限り、問合せや要請は不可能であった。特に駿台を辞職し、病気で事実上岡短一本の時代は困難

であった。更に、労働局自体が「労働条件について問合せするのはよくない」と講習で言っていた事例もある。

(F) しかし、問合せ以前に、法律で決められていること（労働条件明示）などは、労働省所管の大学校では、学校側が当然する義務がある。

その他多数の問合せ・抗議をしたが、逆効果となるばかりか確執が生まれ、事実上問合せ不可能状況を作られていた。特に、賃金支払明細書を作成しないのは、本文に記したように、裏金作りや予算の溝捨ての調節弁とされていた場合には尚更逆鱗（げきりん）に触れることとなる。（その他膨大にあるが、詳細は本文参照。）

(二) 何故、労働基準監督署に労基法違反をみとめさせなかったのか。

これは2010年12月14日午前10時30分頃の神田弁護士との電話内容である。

(A) 常識的に、まず違反者にそれを通告し、受けた被害を回収することが一番紳士的である。ましてや岡短は労働省所管、（私が在職中は労働省事務次官天下りが理事長をしていた）雇用促進事業団の大学校である。そこで、まず岡短の学校長に、次に「機構本部」に、……という順番がある。だが、98年1月学校長に直訴しようとアポイントメントをとっていてもドタキャンされた（文書では通告したが）。次に98年に「機構本部」と労働省に直（じか）に手紙を送付した。その後で、立会人の下で相手に労基法違反を具体的に通告をした。ただ予期に反して、明白な労基法違反でも本文第4章の交渉の如く、ちゃかされたり、門前払いされたりした。

(B) 労働省所管の大学校の場合には、行政機関と見なされ、訴願前置主義かとも思ったこと。

(C) 岡短は所管が労働省のため、労働基準監督署で労基法違反にあったときに、管轄の労働基準監督署に申請しても無駄である。

因（ちな）みに、友人の労働基準監督官に相談すると、本文に記したように「即、労働省の●●課に手紙を出せ、■課では握りつぶされるぞ」とアドバイスを受けたくらいである（内部事情を知っている現役労働基準監督官は「労働基準監督署に行け」とは一言も言わなかった）。

まして地元の岡短親戚に当たる労働基準監督署では難しいと判断した（因ちなみに、倉敷労働基準監督署で過去労基法違反の相談をしたときに門前払いされた事例を【参考—11】に掲載している）。要するに、労働基準監督署で処理できるようなレベルの犯罪ではないとしか思えなかったこと。

(D) 私に危害を加えた団体は、労働省所管で、労働省事務次官の天下り指定席の学校であり、更に岡短関係の内容変更は衆議院と参議院の議決を必要とする職場である。そこで、行政（労働省）、議会（議員が決めた法律で運営されている学校）に、まず調査依頼と処理を依頼するのが筋と考えた。

更に、立会人になっていただいている新免美作市議会議員からは、もはやこの時期（2004年頃）になるとマスコミに訴えることが一番よいと、数年前からアドバイスを受けたことなどによる。

訴訟すべきは常識であるが、その費用がないのみか、本文に記した如く訴訟などの妨害もあった。私の文書の改竄（かいざん）疑惑、文書などの紛失、催眠にかけられた如く自己意思に反する不利な発言を警察などではさせられたこと……など多数。また訴訟前にこうした団体である以上、上記の動きが望ましいと判断した。まして訴願前置主義の場合は尚更である。

(E) 岡短起因の病気で精神を破壊されていた時期に、自分で訴訟や労働基準監督署とやり合うのは不可能であったこと。それができるくらいならば、学期途中で退職はしない。本文全体を読めば分かる。

(F) この件は、岡短交渉前に東京法律事務所弁護士に相談したが、その種の助言はなかった。因（ちな）みに、そのときの弁護士は神田弁護士自身であった。要するに、先に述べた如く、また本文に記した如く、労働基準監督署で手がでるレベルではない事件と被害と、私は解釈した。第一、主たる罪名は詐欺罪の可能性が高い。しかも巨大（国家）組織をあげての計画的詐欺罪の疑惑も高い。

(G) また病気が回復するにつれ、こうした問題をどう解決するか冷静に考えようとするや、夜中の午前三時頃の悪戯(いたずら)電話が何度もあり、自転車走行中に車での何度もの異常接近による脅し(一部立会人に状況報告)、歩行者専用道路を通っていると正面から歩行者専用道路を車が500メートルほど私に向かって走行してくる事件、深夜ゼロ時頃警察と名乗る男が玄関をドンドン叩(たた)く等々により、行動不可能状態におかれてもいた(一部警察にも届出)。

更に(映画説も含めて)巨大な組織と岡短・「事業団」(間接的には労働省)が絡んでの犯罪疑惑があること。本文を読めば分かるように、専任問題は、計画的か結果として詐欺となっている問題もある。これらが事実ならば、労働省・事業団が絡んでいる以上、国政調査権発動に該当する大事件である。ナチ並みの拷問の苦痛を病気で味わったのみではなく、道路走行中には命の危険があったのだから。

(三) パッチテストとみせかけた危害が本当に保険関連の実験ならば即座に中止されたい。

(A) その種の危害は犯罪そのものである。

(B) 健康上良くない上に、死亡の危険のあった車の異常接近などをされたこと。(新免議員に一部報告している。)要するに危険きわまりない。

(C) 再就職の妨害となる。

数年前から必死で再就職を目指して、

①大学教授公募への応募、

②執筆業を目指して原稿執筆中(下書き・メモのあるものだけで二十以上あり、構想は第1章第二節に記載の如く多数ある)。

③教育産業の調査。

因みに、教育産業の経歴は以下である。大学院時代の家庭教師歴として慶応2人、日本女子大2人、筑波大附属小学校5人、……評判をきき桜蔭中学志望の家、開成志望の家、元東大総長の親戚の子なども教える。東京時代二年目と四年目は毎日に近く教えても消化できず、家庭教師の予約待ち状況にあった。逆に相当な学力不足の中学生を教え、評判がよく、その子の属する教育委員会からできない子を私の在籍した塾に送り込まれたこともある。多数の塾、予備校(駿台、河合塾等々)、中学校、高校、大学の教壇経験もある。模試作成は駿台模試、ベネッセ模試作成実績あり。

④その他の仕事・職業探しの検討。

まだ、体調完全ではないが、再就職の準備と再就職せねば餓死する。しかも、もう還暦前である。だが、上記のパッチテストに見せかけた妨害のため、一向に前に進めない状況である。こうした実験がなければ健康は相当回復していたと想像される。因みに、②などでは「機構」が最大限賠償額を支払ってすら、②などの方が上手くいけば桁が違う単位の収入になる。これ以上の妨害は中止されたい。

【参考一11】1981年倉敷市での労基法違反予告と監督署に届けても無駄脅し事件

→以下拙著『閉じた窓にも日は昇る』より引用する。

映画説ならば、以降の流れは大半予告されていた。岡短問題も、実は、一九八一年に暗示(予告)されていた。一九八一年に、東京から岡山へ帰って一年目に、倉敷英数学館という予備校でバイトをしていたが、労基法違反で苦しめられた。そこで、倉敷労働基準監督署に救済を求めると、被害にあった私の方が逆に叱られたような感じとなった。つまり、倉敷英数学館問題は、後に大変な労基法違反に見舞われ、かつ倉敷労働基準監督署にみられたように、簡単には解決しないぞという予告であった。若しくは、労働基準監督署に関係した所で労基法違反を受けるという予告だったのかもしれない。

この予備校と倉敷労働基準監督署が、今考えると、後の(旧労働省所管の)岡短の労基法違反を「正に」暗示(予告)していた。実際、岡短と倉敷英数学館の労基法違反は同一にみえて仕方がない。因みに、岡短の所在地も倉敷市である。なお、私が一九九七年一月に不可思議な自動車事故にあった場所は、倉敷市とは無関係な実家近くであるが、地名は倉敷の類似名である。そして一九九七年度に同校の辞職となる。更に、九七年末に、母が我が家の蔵(=倉)を壊してもいる。そこで、これから述べる同館の話は、岡短

問題の本質を知る上で良く覚えておいてほしい。では、岡短問題の参考までに、『恐るべき労基法違反・二〇〇四年版』から、倉敷英数学館の労基法違反の事例を引用する。(一部誤字脱字等訂正・修正。)

……類似例は、場所も同じ倉敷にあった1981年度に勤務した倉敷英数学館という予備校で……。この予備校は最初の数箇月のみ賃金は決まった日に全額支払われていた。その後、賃金は遅延若しくは催促するまで支払われなくなった。

私が「△△月の賃金はいつですか」

館長「もう一週間待ってください」

一週間後、私が「では賃金を支払ってください」

館長「もう一週間だけ待ってください」

その翌週、私が「では賃金を支払ってください」

館長「先生、当面幾らおいらなのか教えてください」

そこで最初は本当の必要最低限だけを申告していた。だが、これを何箇月も繰り返されると、故意に嘘を言った。

数箇月後、

私「先月の賃金やそれ以前の賃金の残りと、今月の賃金を支払ってください」

館長「先生、とにかく今は最低必要な金額だけを教えてください」

私、「友人に借金をして困っているので〇〇円をください」

この時に、故意に友人に借金をして困っているなどの嘘を言った。本来は嘘を言わずに「私の必要な額ではなく、契約した額を、労基法二四条に基づき契約した支払日に、毎回きっちり支払ってください」と言えば良かったのであるが、それでは全く通用しない予備校だったのである。(幾つかの点でポリテクカレッジ岡山と相当類似していた。)この頃は東京から岡山に戻った一年目であり、駿台予備学校に勤務する以前のため、金がなくて困っていたときである。と言っても、ポリテクカレッジ岡山時代に比べれば金はあったとなる。ポリテクカレッジ岡山の方が更に異常ということである。

ちなみに、友人のAD教師は頭に来て「金がないならば館長の奥さんの指輪をくれ」と主張して、持って帰ったと言っていた。事実かどうかは知らないが、本人が私にそう言ったことがある。なお、この件で倉敷労働基準監督署に電話をすると、横柄な態度で門前払いをされた。

監督署「では、賃金支給明細書などを持参してから来てください」

私「賃金支払明細書はでておりません」

監督署「では、他に何かないの！未払いを証明するものないの……」

とにかく、口調も横柄で頭に来て、電話を切ったことがある。万一映画説ならば、労基法違反が後にあっても、救いを求めても無駄という念押しをされた。若しくは労働基準監督署の敷居がもの凄く高く、官尊民卑の典型と威嚇された。要するに、相談した私が叱られたような雰囲気であった。

他の講師は当然辞めていった。館長は逆に助かっていた。講師の求人募集等は、新聞ですれば、幾らでも応募者がくる。そこで同様の事をする。すると大体一年でどんどん辞めてゆく。通常辞めるときには、面倒なため訴訟までおこさず、賃金未払いのままで辞めてゆく。こうして人件費は浮く。しかも、教師志願者過剰時代で、教師側の供給量は多く困ることはない。この繰り返しで操業していた。1981年に、きっちりと倉敷労働基準監督署にこの予備校の件を相談したものの、逆に私を門前払いしたが、1981年以降にこの予備校で被害にあった人間とこの予備校のその後について調べてほしい。

被害の責任は、この予備校のみならず、少なくとも1981年以降は私が通報していた以上、倉敷労働基準監督署の職員にある。倉敷という土地は労基法違反のメッカである。これは偶然かもしれないが、(厚生)労働省の労働行政に関しては間違いなく弱者泣かせかつ怠慢だけであることは、1981年度も、労働省所管のポリテクカレッジ岡山でも、15年に亘り肌に染みこんだ事実である。

{拙著『恐るべき労基法違反・二〇〇四年版』(未公刊)より}

だが、この予備校ですら、倒産後に債権者会議で、この世のルールに従い、最終的には精算というより清算をしたという噂を聞いている。「岡短」・「機構」もケリがつく可能性があるとなり、否、必ず同様以上に精算・清算をしてもらわなければならない。因みに、この予備校の八年度の時給は三千円を超え、採点料や交通費は別途支給であった。岡短は、八年度の時給が二二〇〇円で、交通費などは無支給であった。そして労基法違反の酷さは、この予備校以上であった。労働省所管で、「機構」(私が在職中は理事長は全て労働省事務次官の天下りのはず)運営の岡短で、このようなことがあるとは、現実なのだろうか。だが、第一命題の世界のため現実のルールでケリをつけなければならない。大変である。

(四) 二〇一六年追記—詐欺目的の動機についての新たな追加

以下、呼びかけ文に収録した箇所を再度掲載する。なお、資料箇所及び一番最後の部分は2016年8月25日に新たに追加した箇所である。

【2016年6月追記】専任契約詐欺の目的は私のCM価値利用にあったことを疑う。

岡短・雇用能力開発機構は……今考えると、以下の理由で当初からの詐欺としか思えない。……岡短が私をだまして教壇に立たせたのは、私の金を貢がさせるのみならず、それとは比較にならぬ大きな計算があったと推定される。それは、事業団（後の「機構」）が世間の批判を浴び、レジャー産業から手を引き、教育産業に軸足を移すため、（全国に約三十校あった）**能開大グループと総合大等労働省系大**を成功させる必要があり、私をCMに利用するため、私に目をつけたのであろう。

私は、ひょっとすると『日本のフィクサー・ME』という原稿で記したような陰の力を持っているかもしれないのだから。実際、私が岡短の教壇に立った年は岡短の入学生は定員の七割程度であった。しかも、一般入試では全く集まらず、各種推薦でほぼ全員を通過しても、定員割れであった。それが、私が岡短を辞職する九七年度には定員に対して150%もの水増し（合格ではなく）入学となっていた。そこで九七年度には、軌道に乗ったので私がいなくても大丈夫と読み、同時に私が同校にいれば、四年制に移行する直前で専任確約問題が浮上するため、私を辞めさす策動に入ったのであろう。……

拙著『旅に心を求めて—懐かしきの心』（出版順番待ち状態の文献）第1章第2節より抜粋。

次に、私のCM価値らしきものを『旅に心を求めて—不条理編・上』（Kindle、百円）の前書きより抜粋する。

ここでは、過去の旅を振り返った感想を記すだけとする。

一九八八年に石見銀山に行ったとき、観光客とは誰一人出会わず、おまけに銀山跡は電灯どころか整備もされていなかった。当然、銀山の中には入れなかった。その後、石見銀山に五度ほどいった。やがて二〇〇七年六月に世界遺産となった。

今回収録している野麦も同様である。一九八九年野麦峠道中で見た、白川・五箇山が世界遺産となった。私が一九八九年にこの辺りを自家用車で走ったときには観光客の姿はなかった。ただ、珍しい家があるものだと、コンパクトカメラで写真を数枚撮っただけであった。ここも、一九九五年一二月世界遺産となる。

また、二〇〇八年今回の原稿を出版社（小学館と集英社）へ送付した。書物の内容は世間に一部流出したが、残念ながら出版はされなかった。だが知人に何冊か贈呈したり、二〇一三年の中国の旅で知り合った人に送付したりしていた。そして、今回電子書籍で発売することにし、野麦再訪準備に入ると、本年（二〇一四年）四月に、『あ々野麦峠・第一部』のDVDが漸く発売され、続いて本年六月に富岡製紙工場が世界遺産となった。

『あ々野麦峠』のビデオについては、この映画は名作にも拘わらず、本年までDVDどころかビデオも作成されていなかった。第二部は発売されても第一部は手つかず状態にあった。

ただ、残念なことに、二〇一四年は『旅に心を求めて・不条理編（上）』後書きに記した理由で、野麦再訪は中止若しくは延期となった。

広島でも、宮島と平和公園が一九九六年十二月に世界遺産となった。広島については大きなテーマが三つ程度あり、それぞれ別の作品で紹介する予定である。それが、昨年・本年と広島へ行き続けている理由である。ともかく、私が構想している目的が実現したときに世界は大きく変わるであろう。そのくらいに大きなテーマを、広島・長崎だけでも幾つも抱えている。

長崎も再訪したいのであるが予算の関係で、今は広島だけとしている。もし、長崎にも行き続けられたならば、長崎も世界遺産になるのでは、と思うのは考えすぎであろうか。予算さえあれば、長崎にも行き続けるのであるが。（過去作品化した法隆寺・京都・奈良の解説は省く。高野山・姫路城の件も今は何も書かない。）

ちなみに、私と世界遺産が縁があるのかどうかは不明であるが、松代大本営跡は世界遺産までは無理でも、保存に一役買えたらと思い、尚更、野麦峠再訪を願っている。二〇一四年一月二日記す。

上記との関連で、その後に行った Fieldwork の気になるもののみ記述する。2014年4月に光市～萩～宮島の旅。すると、2014年から世界遺産の話が持ち上がり、2015年夏に萩が世界遺産となった。なお、2014年夏の野麦再訪は熊問題で延期とし、2015年5月に再訪した。そのときに松代大本営跡にも行ったが、かなりの客が来ていた。私が1989年6月に松代大本営跡を訪問したときはまだ一般公開前で、その翌年から一般公開を開始したそうである。2013年夏広島・宮島、2014年夏広島～岩国、2015年夏広島・宮島～岩国、2016年春にも岩国を訪問した。すると、ケリー国務長官とオバマ大統領が岩国から広島へ入るなど、2016年に岩国も世界の脚光を浴びることになる。

なお、これらは商売での取引先（学校・企業など）にも該当していた。その内容は拙著『2013年の真相』「第1章・MR・習近平、プリーズー中国への旅（中国会談全貌）」の「第1節・訳ありツアー」と「第3節・中国の旅」参照。（2014年作成、後日かなり内容を変えて、フィクション部分をいれ、『日本のフィクサーME・パート2』[フィクション版]として出版予定）に記述している。

なお、如何なることがあれ、詐欺は犯罪であり、同時に、私が受けた被害は甚大かつ長期に及んだことだけが事実である。詐欺とは、簡単に言えば、法学・経済学・英語などの一般教科では最初から専任は不可能と計算した上で、専任を餌に、私をだまして同校の教壇に立たせた疑惑である。この学校の教壇に立った当時、本文に記述している如く、非常勤講師では同校の教壇にたつことはなかったからである。そして、専任問題でややこしくなりかける時期から、私の放逐に入った疑惑である。これらは憶測であるが、論理的に余りに符号している。同時に、専任詐欺抜きでも、膨大な労基法違反・民法違反・各種不法行為の被害を長期受けたことも、本文に詳細に記述している如く事実である。

【2016年8月25日追記】

広島については、原爆ドーム・平和公園と宮島をペアで訪れることにしていた。そして、極度の鬱病に似た状態から意識を回復し、即、1994年と1995年に広島を再訪し、1994年末くらいから広島原爆をテーマとした原稿作成を開始した。

広島訪問の記録は公式ブログの下記（※1）を参照。

この原稿を教材として1994年・95年に配付すると、恰も裏の世界では、即1995年に大きな反響があったような感じを受けた。スミソニアン展示問題……などなど。

そして、1996年12月に原爆ドームと宮島が世界平和遺産となる。無関係かもしれないが、参考までに追記しておく。

原稿関連資料は下記（※2）を参照。

《資料・ブログ箇所及び関連文献名》

□

（※資料1）過去の広島訪問の日程を収録したブログ
政治経済を語るNo.6・「オバマ大統領の広島・長崎の訪問は？」（その2）

<http://hamatakachan.uh-oh.jp/?p=8089>

□

（※資料2）

関連原稿→拙著『旅に心を求めて―不条理編（上）』（Kindle版、百円）。この原稿執筆開始が1994年末であった。ごく一部のみ掲載する。

上記本の全体紹介は→<http://h-takamasa.com/custom.html>

上記本の粗筋は→<http://h-takamasa.com/Blog/?p=68>

第2章・広島への旅―「原爆の子の像」と「教師と子どもの碑」を前に命に想う

「九四年度夏、原爆の子の像を求めて、広島・平和公園に鈍行で行く。
そして、教師と子どもの碑の前で立ち尽くし、次のようなことを思った。

特にすぐれてもおらず、
子供にも好かれているわけでもない教師がいる。
そして、優秀でもなく、
特に教師に好かれてもいない生徒がいる。
それが、原爆の瞬間には
自然とその子供を抱いている教師の姿である。
この像の意図は私の想いとは無関係であろう。
だが、ふとそう考えたのである。
どの教師も、(すべての教師が無意識に持つ)
何かへの思いを持って教師にならんとする。
どの生徒も本質的には
何かを学ばんとして学校に来る。
それが、今日のように不協和音をたてるのは何故だろうか。
同様に、幼い子は本能的に善なるものを求め、親も子にそれを求める。
だが、一人の親は原爆をつくり、一人の親はそれを使用し、
一人の親はそれを使用するように指示すらした。
そして、原爆に苦しんだ人達、今も苦しんでいる人達がいる。
その像が、想いがここ広島平和公園にはいくつも存在する。
(九四年七月一九日・浜田記す)

1・「教師と子どもの碑」と不条理の世界—広島平和公園にて
一九九四年七月は、政経の夏期講習準備の真っ最中であった。…… (以下省略)

《資料関連終了》

【2016年8月17日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

④参考

公式HP → <http://takahama-chan.sakura.ne.jp/>

安らぎ文庫HP → <http://h-takamasa.com/>